

開 会

【国土計画局総務課長】 それでは定刻となりましたので、ただいまから国土審議会第20回計画部会を開催させていただきます。

私は、国土計画局総務課長の山本でございます。本日はお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。前回と同様に、会議及び議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

議事に入ります前に、資料を確認させていただきます。お手元の資料をごらんください。議事次第がございまして、その下に資料1といたしまして、計画部会の委員名簿、続いて資料2に総務省の説明資料、それから資料3-1から3-4まで農林水産省の説明資料、それから資料4といたしまして計画部会の検討スケジュール（案）をつけてございます。以上の資料につきまして、不備がございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、以後の議事は部会長をお願いいたします。

【森地部会長】 どうもお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をごらんください。本日の議題は、各府省庁ヒアリング、総務省、農林水産省にお願いしてございます。（2）がその他の2点でございます。

それでは、第1の議題であります各府省庁ヒアリングに入りたいと思います。本日は5回目として、今申し上げた両省をお願いしてございますが、まず最初に総務省よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【総務省大臣官房企画課長】 総務省大臣官房企画課の吉崎でございます。よろしく申し上げます。

本日は、このような機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。私のほうからは、国土形成計画に関連いたします総務省の政策、あるいは、国土形成計画に対して総務省からのお願いといったお話をさせていただきたいと存じます。お手元に資料2という厚い冊子があるかと思いますが、それでご説明したいと思います。一応総務省の時間は80分いただいております、半分ぐらいこちらからお話をということでございますけれど、できるだけ手短にご説明いたしまして、あとはご質問等を受

けるということにいたしたいと思います。

まず資料2をめぐっていただきまして、目次がございます。なかなか大部の資料でございますので、全体構成、そして、今日どういうことをお話ししたいかということを目次でご説明いたしたいと思います。

大きくパートは4つに分かれておりますけれども、第I章が、国土形成計画と地方というところでありまして、ここで申し上げたいことは、中間報告の中にも十分ご記載いただいておりますけれども、これまでの国土計画の策定時と異なりまして、特に最近は国から地方、あるいは官から民へという大きな流れがあるということでございまして、国土計画一つをとらえましても、どちらかというところ、地方のさまざまな独自性を生かしたもののモザイク、それが複合体が国土であるという、そういう色彩が以前にも増して強くなっているのではないかとこのことを申し上げたいわけでございます。総務省といたしましても、特により中央から地方へということをやっているということ、最初にお話ししたいというところがございます。そして、特に官、公の中におきましても、「新たな公」ということで、行政よりももう少し外側にあります公的なサービスの新たな担い手を、これまでのように公務員だけではなく、違ったところにもお願いしていこうというような動きがございます。こういうお話をさせていただきたいというのが第I章のところでございます。

それから、第II章といたしまして、持続可能な地域の形成ということで、大きく2つご用意させていただいております。1つが、情報通信技術の発展ということでございます。これは、三全総、四全総のころから、通信がこれからどんどん普及していく、そうすると、東京にいなくても、地方にいてもさまざまな営みができるというようなことが言われておりました。交通と通信について言いますと、代替説、補完説、そして相乗説というのがありました。ただ、これまでは、どちらかというところ、相乗効果が大きかったというのが結論でございました。これは、電話に代表される通信が未熟であったがゆえに、会わないと話にならないということで、交通と通信とは相乗関係にあるというのがこれまででございました。ただ、最近はブロードバンドが普及いたしまして、本当にあたかも会っているかのようなコミュニケーションなどができるようになってきた結果、実際に会うだけではなくて、ネットワーク上で代替するというようなことも出てきております。そういう意味では、国土のあり方ということ考えた場合に、ネットワーク上のサイバースペースということも、一つ大きな要素になってくるということで、第II章の1番でご用意させていただきました。

そして、2番目では、交流居住でございます。人口減少がだんだん進んでまいります。そして、まだまだ首都圏の集中も止みそうにもないというようなこともございますが、なるべく多くのところで人間の営みをしていけばいいじゃないか。例えば、端的に言うと、家を複数持つということにもなり

ますが、そこにはとどまらず、どんどん交流を深めていこうということで、私どももいろいろと施策を講じております。これをⅡ－２でご紹介したいと思います。

大きく国土計画に関係しますのはこの2つでございますけれど、3つとしまして、安心・安全な社会の実現でございます。どちらかという、国土計画はハードに寄りがちでございますけれども、最近の国民のいろいろなアンケートをとりましても、安心・安全ということに対する不安が非常に高い、ニーズが高いということになっております。これから、その国土計画の下支えという意味でも、特に防災などの安心・安全な社会ということが非常に重要だということで、大きな3番としてご用意させていただいております。

そして、4番目、これは中間報告にもございました、シームレスアジアということで、情報通信の関係からと、消防からの関係からトピックスを2つご用意させていただいております。

本日お話ししたいことは、大ざっぱに言いますとこういふことでございまして、以下、順次資料に沿ってご説明してまいりたいと思います。

まず、Ⅰ－1でございます。資料で申しますと、4ページをごらんいただきたいと存じます。上段のところ、国土形成計画と地方分権の調和ということで書いてございますけれど、これは、冒頭でご説明しましたように、当然のことながら、国土形成計画は「国の計画」ではございますけれども、特にこれからは地方分権が進み、国から地方へということになっていくかと思っております。それだけ地方の独自性を生かしていく、あるいは、地方の特殊性を生かしていくということになるわけでありまして、国土計画をつくられるにおかれましても、できる限り創意工夫あふれるふるさとのモザイクとしての国土を考えていただければということでございます。そういう意味では、特に全国的視点での広域事業のようなことが、特に国に求められるのかなというふうには私どもは考えております。

また、ページの下の方でございますけれども、道州制ということが、これから特に1つ大きなトピックスになってくるかと思っております。ただ、道州制につきましては、これから3年以内にビジョンをつくるということで、まだ姿は明確に出てきておりません。国土形成計画は10年計画ということでございますが、この3年後のビジョン次第によりましては、またいろいろと変わってくるかもしれないということが予想されます。一番ラディカルに言えば、例えば、連邦のような形になっていくというような道州制も論理的には考えられますし、そうではない薄い道州制も考えられます。この道州制のあり方次第によりましては、国土形成計画の見直しみたいなこともあるのかもしれないと思っております。これはどうなるかわかりませんが、いずれにいたしましても、3年以内のビジョンということを視野に入れながら、計画をぜひ策定をお進めいただきたいというふうにご用意しております。

そして、次が、「新たな公」というところでございます。6ページをごらんいただきたいと存じます。分権型社会における自治体経営の刷新戦略ということで、紙を1枚用意いたしておりますが、これは、平成15年にスタートしました私どもの研究会のアウトプットでございます。地方公共団体を取り巻く環境の変化というのが、左のほうに書いてございます。人口減少などしておりますが、また、高齢化も進んでいるということもありで、公共サービスへいろいろな新たな期待が高まっております。そして、中央から地方へ三位一体の改革などの国と地方の関係も、見直しが出てきております。それから、「官」と「民」、あるいは「官公」と「民」と言うべきかもしれませんけれども、今まで截然と切り分けられていたものが、関係がだんだん変わってきており、市民活動、NPO活動のような純然たる官公ではない公的な担い手というものが出つつあるということでございます。また、国、地方を問わず財政状況は非常に厳しいということもございまして、従来と同じやり方ではなかなかサービス維持が困難というようなこともございまして、こういった環境の変化があるということでございます。

それで、地方自治体の刷新の必要ということで、行政といろいろな担い手との協働によるサービス提供といったようなことをやっていく必要があるということでございます。その視点としまして、このページの下に書いてございますけれども、「新しい公共空間」、これはどういうことかと言いますと、新たな担い手とでも言いましょうか、プレーヤーとして今までいなかった人たちが登場してきて、そして、新たな公共的なところを埋めていくということになるということでございます。それから、行政内部の変革、これは当然今も進めておりますが、これからも必要ですし、住民のほうの意識にしましても、これまではサービスの受け手というところの色彩が強かったわけですが、それ以上に、一緒に参画するといったようなところも出てきているわけでございます。そして、危機意識と改革意欲を首長さん以下が持って、こういうことで進めていかなければいけないというのが、平成17年3月に公表されたものであり、私どもの今これからの自治体経営のあり方として、こういうような方針で臨もうというふうに考えているということで、やや細かくご紹介させていただきました。

「新しい公共空間」の形成と今申しましたけれども、具体的にどういうことかという、7ページをごらんいただきたいと思えます。7ページの一番上の段でございますけれども、「公共」と「行政」というのが伝統的にございました。これは、公共サービスは行政が担う、行政サービスと公共サービスとの間に必要十分的な関連性があったわけですが、ところが、そういうところがだんだん大変になってまいりました。いわゆる「官公」と「民」の二元論であったのが、限界が出てきました。行政の外にある公共というのが出てきております。NPOとか、新たな公の担い手によりまして、純然たる行政が提供する行政サービスの外に、行政ではない公的な新たな主体による公共サービ

スというのが出てきているというふうになっているのが、これが真ん中でございます。そして、これからそれがさらに進んでいってどうなるかという、この下の段の、新しい「公共空間」の形成ということになります。一番内側のほうには行政による行政サービスがありますが、そこ自体にも企業・市民が参加していただくようにもなってきますし、それから、公共と行政サービスの間、企業としてはアウトソーシングなどが出てきます。あるいは、市民としては地域協働というのが出てまいります。もちろん、この公共サービスの外には、利潤追求という企業の活動もありますし、市民の私的活動もある。そうことで、一番上のような伝統的なものではない、これからの公的なサービスを担っていくという主体が出てくるのではないかというふうに考えているところでございます。

現実的にどんなところに出てきているかという、例えば、アウトソーシングになってきますが、8ページをごらんいただきますと、これは都道府県での民間委託の実施状況でございます。色が濃いほうが新しいということでございまして、だんだん進んでいるということでございます。見ていただくとおわかりかと思いますが、現業の非権力的なサービスを中心にして、民間委託が進みつつあるということでございます。なかなか公務員で採用した人を首にもできないということもありまして、退職とともに、新規あと補充なしといったようなことを中心としながら、こういうことを進めているところでございます。

9ページは、政令指定都市で、同じことが大体言えるかと思えます。

10ページに参りまして、従来の新しい公共空間形成の法的な枠組みとしましては、民間委託ということで、民法などがありました。あるいは、特別法でも実施されてきておりますが、最近では、例えば、市場化テストの制度を導入するといったようなことで、民間に委託するようなことを進めております。今後さらに民間委託を推進していくということを方向性としては考えておりまして、今年の3月までに結論を得るべく現在研究を進めておりますのが、10ページの下の方でございます。その際に、民間委託の推進等の留意点としましては、やはり民間に委ねたからといって、サービスの水準をあまり下げるわけにもいきませんので、一定水準のサービスは確保する必要があるということで、モニタリングをすとか、あるいは、従来ですと行政がすべて一から百までやっていたわけですが、民間と役割分担するということになると、責任分界点をどうするかといったようなことが出てまいります。また、民間の方が公的サービスをするということになると、個人情報保護の問題なども出てまいります。あるいは、再委託というのもリーズナブルな範囲でやるということも考えられるわけで、この辺のところを整理していきたいということで今考えているところでございます。

次が、コミュニティ・ファンド形成ということで、これは新たな公的な担い手に対しまして支援を

していこうというようなものの1つの例ということで、私どもが今進めているものの例でございます。12ページをごらんいただきたいと存じますが、コミュニティ・サービス事業、ベンチャー企業を支援していこうというもので、コミュニティ・サービス事業というと、目的の注に書いてございますけれども、こういうような公的なサービスでございます。それを行う民間企業あるいはNPOといったところに対して、支援をしていこうというようなスキームを用意しております。

実績としましては、総額300億円程度の実績が上がっておりますが、具体的なイメージとして、13ページに富山県の例を掲げております。幾つか事例がございますけれども、例えば、事例1ですと、NPO法人が介護保険対象者への居宅介護サービスですとか、乳幼児の一時預かりなどを行うという場合の設備の資金に対して、支援をしていくというような形で行っております。そのほか、事例2、3、4、このようなものがございます。いずれもファンドのほうからNPO法人の資金調達に際しまして、債務保証を行うという形で支援をしているというものでございます。

以上が本日の一番大きな第I章でございます、次が第II章、持続可能な地域の形成というところでございます。

まずは、情報通信の分野でございます。少し飛ばしていただきまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。先ほど、三全総、四全総あたりでも、情報インフラの整備が国土計画の中に掲げられていたと申しました。しかしながら、状況が大分変わってきたというところは、ブロードバンドというものが普及してきたというところがございます。ブロードバンドと電話線の一番大きな差は何かと申しますと、画像や映像がストレスなく通るようになったというのがブロードバンド、電話というのは音声だけのコミュニケーションというところが一番大きな差でございます。従来の通信ですと、音声のコミュニケーションしかできなかったがゆえに、実際込み入った話になると会わなければいけないということで、交通を補完するとか、あるいは交通を相乗するという形で通信が使われてきたわけでございますけれども、実際に会うとか、あるいは実際に商品を手にとるというような感覚が、ブロードバンドの整備によりまして実現した結果、かなり今までの通信と交通との関係とは変わってきたということでございます。

左のほうをごらんいただきますと、そのブロードバンドというものを利用することによって、テレワーク、これは後からまたご紹介いたしますが、遠く離れていながら、オフィスに集わないでも働くというものでございます。あるいは遠隔医療、これも、お医者さんは実際に患者さんに対面して触診とか視診とか問診をしますが、慢性的な健康管理的なものについては、もう保険の点数にカウントできるようなふうになってきているとか、あるいは、電子商取引というのは非常に進んでおります。一番利用が進んでいるのはこの分野でございます、例えば、企業間の商取引ですと、2004

年でもう100兆円を超える規模になっておりますし、企業と個人との間でも、6兆円近くもう利用が進んでおります。例えば、CDですとか書籍の購入といったようなものは、非常に進んでおります。また、オークションのようなものも進んでいるということでございます。

こういったようなものがかなり使われるようになってきておりますが、これ用のインフラ、これは光ファイバーですとか、ADSLですとか、ケーブルインターネットでございますけれども、17ページの右のほうでござんいただきたいと思いますが、このインフラの整備は民間が行うということが中心でなっております。ところが、市場原理で進めるということになりますと、どうしても市場原理の働かない地域が残るというところが、ひとつ大きな問題になっているところでございます。鉄道とか電力線に割と近い民主導でなっているものですが、新しいものだけに、なかなか市場原理の及ばない地域をどうするかということが問題になっています。

これがデジタル・ディバイド問題と言われておるものでございまして、具体的には18ページをござんいただきますと、例えば、光ファイバーのサービスというのは、右側に出ておりますけれども、1万人未満の団体ですと、非常に未整備になっております。一方、大きなところになると、整備が進んでいるということになってございまして、本来、こういったインフラは、東京のような大都市ですと、実際に店へ行って多様な中から商品選択ができるとか、専門医がいるから実際に診てもらえるというところは市場原理で整備が進みながら、逆に、本来であったらネットワークで大体補完ができるようなところに、市場原理なのでなかなか来ていないというところが、もどかしい問題として残っているわけでございます。

19ページに、この解消ということで施策を掲げておりますけれども、市場原理の補完ということで取り組んでいるということでございます。

20ページに、今後、2010年までにブロードバンド・ゼロ地域の解消ということを考えております。やはり、特に不便な地域ほどネットワークの御利益は大きいということでもありますので、そのところは何とか整備していきたいということで、地方公共団体等に対して支援を進めていこうということで考えております。

さて、これからのネットワーク上でどんなことができるかということでございます。特にこれからのキーワードは「ユビキタス」というふうに私どもとらえてございまして、21ページをござんいただきたいと存じますが、ユビキタスとは、「いつでも、どこでも、誰でも、何でもがコミュニケーションできる」ということでございまして、この青い①のブロードバンドというインフラの上に、いろいろと利用が乗っかってくるということになるわけでありまして。例えば、公共サービスの分野でも、公共団体あるいはNPO団体などが産業の振興、あるいは安心・安全のための活動を行うとか、あるい

は、ボランティアが医療・介護などに使うとかいったようなことが、これからいろいろと花開いていくということになってくるわけでありまして、このためには、①のインフラの部分もさることながら、まだまだ利用面がよくわかっていないというところもありますので、例えば、22ページでいきますと、先進的なモデルを構築するような場合については国費を入れると。そして、それを、いいものであれば、いろんなどころで見習っていただくというようなことを考えているところがございます。

その利用面の1つとしまして、テレワークというのがございます。最初に申したところでございますが、23ページをごらんいただきたいと存じます。テレワークといいますのは、オフィスに集わなくて働く形態のことを指しております、特に人口減少社会の中にあつて労働力が不足してくる、あるいは、高齢者、育児の大変な専業主婦、あるいは障害者の方が社会参加していくということで、極めて便利なツールとして、今普及しつつあります。現在、大体週8時間以上テレワークをやっている人は670万人近くおりますけれども、大分増えてきております。企業の側にしますと、例えば東京にいなくても、地方にいながら、障害者の方であっても、一定の分量をいついつまでに仕事をしてくださいということでやってもらえるということで、働かせる側の企業にとってみても、良質でコストパフォーマンスのよい労働力を確保できるとか、あるいは、少子高齢化の中で女性、高齢者、障害者の方が社会参加できるとか、あるいは地域活性化に非常に役に立つとか、あるいは、移動が少なくなりますので環境負荷が減る等々といったメリットがあるということでございます。

24ページ以下、具体的に、25ページまで、いろいろな施策を講じているというところですが、時間の関係上、ご説明は省略したいと思います。

Ⅱの2といたしまして、交流居住、集落の再編・整備についてご説明いたしたいと思っております。これは、二地域居住ということにもなるかと思っておりますが、私どもでは交流居住というふうに申しております。これは、二地域で家を持つという、そういう形よりは、むしろ人間が行き交うという、そういうプロセスのほうをより重くしたいということで交流居住と名づけておるものでございまして、居住しなくても、例えば旅行に行く、例えばしげく交流するといったようなこともあるかというふうに考えております。特に、これから人口減少が進みます。また、過疎の地域では高齢化も進んでいるということもありまして、地方の暮らしをしてみたいという都市住民のニーズにこたえるということで、ここに掲げられておりますような施策に取り組んでいるということでございます。例えば、右下の「ふるさと回帰フェア」というのは、これは三、四年前から始めておりますけれども、東京で我が町はこういうのがありますというのを、直接公共団体の方から都会の人とコミュニケーションしてもらって、そして相談できるような場を設けるというものでございます。こういうのが導火線になって、民

的にだんだん進んでいくことが望ましいというふうに考えております。

28ページでは、こういう交流居住がさらに進むよう、19年度の予算で調査モニターを推し進めるといふ施策を掲げておりますが、時間の関係で詳細は省略いたします。

29ページが、集落の再編・整備でございます。人口減少が進み、特に過疎地域などにおきましては高齢化が進んでいるということございまして、1つの考え方としましては、例えば、限界集落と言われているようなものにつきまして、ごく少ない居住者のために社会コストをたくさんかけて行政サービスをするよりは、移っていただいたほうがコストパフォーマンスがいいのではないかという考え方もございまして、ここの下に掲げておりますような、補助のスキームを用意いたしております。ただ、この制度はあまり使われておりません。端的な理由としましては、やはり高齢者の方、自分が生きている間はあまり住む場所を離れたくないという声が結構強いということございまして、こういったものはやはり住んでいる方の自発的発意ということで進めるということで、あまり使われてはおりませんけれども、こういうスキームも一応あるということでご紹介させていただきました。

Ⅲとしまして、安心・安全な社会の実現でございます。冒頭でお話申し上げましたように、国土のあり方、どちらかというとハード中心になりますが、やはりソフトも非常に重要であり、特に住んでいる方の今最大の関心事というのは、安心・安全な社会というのが非常に求められております。これまでは結構安心・安全な社会でありましたけれども、最近では自然災害なども多く起きております。あるいは、安全と信じられていたインフラがうまくいかないというような事例も出ております。あるいは、9.11のような事件も出たりしてきております。そういうことで、これからの国土計画を考えるにあたって、やはり、入れ物もさることながら、非常に重要なのは、住む人が安心・安全ということになるかと思えます。その辺を重視していただければということで、資料として用意させていただきました。

特に総務省におきましては、消防行政が中心になりますが、32ページをごらんいただきたいと存じます。社会経済情勢の変化といたしましては、今申しましたようないろいろな新たな不安が出てきております。この真ん中辺りに書いてございますが、通常は地域に密着した市町村消防、そして、緊急事態発動時は国家的対応ということで、地方分権型の通常パターンと、緊急時における中央集権型パターンに分けて、消防行政に取り組んでいるところでございます。これは、通常はより身近なところであったほうがいいわけですし、緊急の場合というのは、大規模でありますし、それほど頻度も大きくないということもありますので、中央集権的にやればということで行っているものでございます。それが、消防防災行政の変化の中で、①と②に分けて対応しているということでございます。

少し詳しくご説明しますと、33ページをごらんいただきたいと思いますが、全国的見地から対応

をしているという大規模で緊急的なものとしまして、ここに4つほど掲げてございます。代表的なものとしたしましては、高度消防・救急救助体制の全国的整備ということで、緊急消防援助隊の部隊数を増強するとか、あるいは特殊なもので、特別高度救助隊・高度救助隊を政令市などへ配備を進めているところでございます。こういうようなことで、緊急時に備えようということで行っておりますし、あるいは、市町村消防でも、「広域化」をしていくとか、あるいは国民保護法を踏まえまして、国民保護計画の整備・体制を充実強化というようなところに取り組んでいるところでございます。これが全国的対応でございます。

次のページが34ページ、これは分権型といいましょうか、平常時に行っているものでございます。幾つか掲げておりますけれども、この中でやはり一番大きな問題になっておりますのが、1番でございます。消防団の団員でございます。これは、最初のほうでご説明しました、新たな公的担い手にもなってまいりますけれども、昭和20年代、200万人を超えていた消防団員数が、現在では100万人を割っているというところでありまして、やはり隣の家から火事が出たというようなときには、消防車から出てくる前に、みんなで消し合うといったようなことは、非常に重要なことになってまいります。こういうようなところを進めていきたいということが一番大きなポイントでございますが、2番以降もでございます。

以下、35ページ以降は、今申しました全国的な取り組み、それから地方的な取り組みの詳細でございます。時間の関係で説明は省略したいと思いますが、35ページは高度消防の問題、36ページは市町村消防がだんだん広域化してきているという話です。37ページが、国民保護法に基づく体制整備が進んできているという話です。それから、38ページが、公共団体における総合的な危機管理体制の整備でございます。それから、39ページは、これは、例えば、弾道ミサイルが発射されたといったような緊急情報については、衛星を使って地方公共団体へ一斉通報するというシステムの整備が進んでいるという、そういう資料でございます。40ページは、救急救命の充実・高度化。それから、41ページになりますと、先ほどご説明しました、消防団員、特にサラリーマンの団員を確保すべく取り組んでいるというところでございます。以下、消防が続いておりますが、時間の関係で少し飛ばさせていただきたいと存じます。

46ページ、総務省といたしましてのIV番、中間報告にも出ておりました、シームレスアジアの関係でご説明申したいと思っております。

1つ目が、「アジア・ブロードバンド計画」でございます。資料の48ページをごらんいただきたいと存じます。経済の中心としましては、北米、ヨーロッパ、そしてアジアが中心になっておりまして、特にアジアは日本のみならず、中国、韓国が非常に成長しているというのは、ご案内のとおりで

ございます。物の流れとともに、情報の流れというのがあるわけでございますけれども、48ページの資料をごらんいただきますと、下のほうですけれども、アジアと北米、アジアとヨーロッパとの間の情報のパイプが、ヨーロッパとアメリカとのパイプに比べて非常に細いというのが、ひとつ大きな問題になってきております。先ほどご説明しましたが、最近の電子商取引が非常に普及しております、いろいろな情報が瞬時でやりとりできるということで、製品開発ですとか部材の発注などが世界規模で情報通信を使って行われているということであり、アジアと欧米との間のパイプを太くしていく必要があるというのが、今アジアにおける情報通信の1つの大きな問題になっております。

特に日本は、これまでアジアの中では大きな情報通信のハブになっておりました。そして、またこれからなっていくということでございますが、49ページをごらんいただきますと、最近のインターネットを見てみますと、色の濃いところにISPがある。特に真ん中辺に近づくに従って、上位レイヤーのISPがあるというところであって、色が濃くて真ん中のところにいろいろとあるという、アメリカ中心になっているというのが、今情報の世界になっております。アジアのところは、少し色が薄い上に、上位レイヤーのISPが少ないというようなところがあります。こういったところが、特に日本に来るようになれば、情報のアジアにおけるハブ機能が充実するというようになってくるわけでありまして。

ただ、アジアにおきましては、50ページをごらんいただきますと、ブロードバンドと言っておりますのは、日本、シンガポール、韓国、そして最近急速に伸びている中国ぐらいということでありまして、まずは電話すらまともに行っていないところもあるということで、ODAなどでやっておりますし、あるいは、ブロードバンドの有用性などをいろいろとモデルプロジェクトをやっているというのは、51ページ以下でございます。

こういうようなことをやっていくことにより、また日本の中のインフラを整備し、情報化を促進することによって、世界の中のアジア、アジアの中の情報ハブたる日本ということで、日本を整備していきたいというふうに考えているというのが、54ページの情報通信のアジアとの関係、アジア・ブロードバンド計画でございます。

最後、消防・防災分野でございますが、消防・防災におきましては、海外、特にアジアとの連携を進めております。特にアジア諸国においては、災害に弱いということで、スマトラ沖地震などがあります。特にこの分野での国際協力というのは、目に見える貢献ということでありますので、アジアにおける主導的地位を占めていくためにも、このようなアジア諸国をはじめとする海外への展開、貢献というものもやっていっているところでございます。

以上、総務省からご用意いたしました資料2に即してざっとご説明いたしました。もう一度繰り返

返して申しますと、総務省といたしましては、これからの国土形成計画をまとめられるにおかれましては、ぜひとも今まで以上に中央から地方へという流れがある、それを踏まえたものにしていただき、それぞれが特色ある、元気のあふれるふるさとのモザイク状に日本がこれからなっていってもらえればうれしいかなというふうに思っているということであり、それぞれの地域が元気になるために、行政だけではなく、新たな公、新たなサービスの担い手が活動しやすくする環境整備を整えていきたいというふうに考えているというのが第1点目であり、第2点目は、持続可能な地域の形成ということで、特に情報通信技術、ブロードバンドをうまく活用することによって、交通とある意味で代替する、昔流に言うと、均衡の取れた国土形成にも資する、そういう状況になってきておりますので、地域づくりに役立てていただきたいと思ひますし、交流居住などにつきましても、これから進めてまいりたいと思ひますし、国土形成計画におかれても、ぜひその辺をうたっていただければというふうに思ひます。また、この国土形成計画の下支えとして、安心・安全ということにもどうかご配慮いただきたいと思ひますし、アジアという視点で申しますと、情報通信におけるアジアのハブ機能としての日本というものも、十分にこれから視野に入れていかなければならず、そのための国土形成計画というふうにも位置づけていただければありがたく、また、アジアにおける消防・防災もごさいますということで、ご説明とさせていただきますと思ひます。

ご清聴ありがとうございました。

【森地部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきましたことに関して、ご質問あるいはご意見がございましたらどうぞ。それでは、奥野先生から。

【奥野委員】 どうも大変ありがとうございました。

新たな公と交流居住のことについて教えていただきたいと思ひますが、新たな公が、外部委託ではなくて、自分たちで主体的に取り組むような事業でございませうけれども、ご案内のように、新たな公の持続性、継続性にまだ課題がございまして、なかなか地域の信頼を得るに至っていないというふうなケースもあるわけがございませうけれども、特に交流居住といひますか、二地域居住のところにつきまして、地方の中小都市、あるいは農山村で空き家がある、それを貸す、家主は都市圏に住んでいらっしゃるというふうなケースでございませうけれども、NPOとか非営利団体の方々がその仲介をなさいますと、所有者がなかなかその方を信用されないというふうなことがございまして、空き家の利用が進まないというふうなことがあると思ひます。

その新たな公をどう育てていくかということがございませうけれども、先ほどお話でありましたコミュニティ・ボンドへの資金供給ですね。経済学のほうでは「小さな資金循環」というふうにお

りますけれども、それも支援策の1つだろうと思いますけれども、どう育てていくかということについて、何がご議論をしていらっしゃいましたらお教えいただければと思います。

以上です。

【森地部会長】 幾つかご意見を伺って、まとめてお答えいただきますので、ご準備いただきたいと思います。

どうぞ、大西先生。

【大西委員】 どうもありがとうございました。

最後にもう一回触れられましたけれども、ふるさとの活動を重視した「モザイク型の国土形成」というフレーズがありましたけれども、ある意味では、そういうふるさとが崩壊しかかっているということがかなり大きな問題なのかなという気がするのですが、それと、国土計画的には、地方圏の活性化のために、いろいろな地域振興施策というのが、これまで何十年間にわたって制度化されて実施されてきましたけれども、それ全体が時代に合っているかという大きなテーマがあります。それらを統合すると、市町村合併でかなり市町村が減ったとはいえ、まだ1,800強あるという中で、ふるさとが消滅しかかっているというテーマと重ね合わせると、やはりもう少し体力のある行政単位というか、活動の単位というのが要るのではないかということで、広域行政というか、市町村間の広域なネットワークというのが改めて再編されたというか、合併された後の市町村を対象に必要なになってくるのではないかと。そういう動きを促進するために、地域振興制度というのを改善していくというか、改善の方向をそこに求めていくということが必要なのではないかなと思うのですが、そのあたりについてのお考えがあれば、伺わせていただきたいということでもあります。

それから、もう1点、新たな公についてご報告がありましたけれども、例えば、市川市がやっているパーセント制度とかいう格好で、税金の使い方の中にもう少し納税者の意向を反映させるという動きが色々な格好で出ていると思いますが、こういう動きについて、総務省として支援していこうとされるのかどうか、お伺いできればと思います。

以上です。

【森地部会長】 どうぞ。

【寺島委員】 どうもありがとうございました。

この総務省の関係で、話を明確にするために、旧自治省の関係と旧郵政省の関係ということで分けてちょっとご質問したいというか、お願いと言ったほうがいいのかもしれませんが、国土形成計画の関係で、事実認識をはっきり取っておきたいために、あやふやな知識ではいけないと思うので、そういうデータがあれば、きちっと提供していただきたいという意味なのですが、まずその基礎

的自治体が、市町村合併で、3,300ぐらいあったのが、平成19年3月には1,812だったと記憶していますけれども、減っていくということですが、まず市町村合併の総務省としての現下の状況に対するメリットの部分とデメリットの部分と、どういうふうにお考えになっているのかということと、もう1つは、政令指定都市が、この間新潟で話をしていたら、新潟も日本海側で最初の政令指定都市だというわけですが、県下に2つの政令指定都市を抱えるような神奈川とか福岡のようなどころを見ていると、県と政令指定都市の関係というのは非常に微妙になっていて、そうなるくと、今後、すべて議論が道州制のような基礎的自治体が大括り化してきて、しかも、政令指定都市がどんどん増えてきて、そうすると、必然的に、いわゆる広域の行政単位というのも、この道州制に向けてより本格的に向かわざるを得ないと認識するのですけれども、その点に関する現状に対する認識はどうかということが、まず1つポイントです。

それから、もう1点は、そういう、中央から地方へ、それぞれの地方が元気にという流れをつくっていく中で、例えば、地方に張り出している国の出先機関の配置の現状が、今後の市町村合併とか、今申し上げたような流れの中で、配置の整合性ですが、今後どうなっていくと掌握しておられるのか。さらには、こういう中央から地方へという流れの中で、以前、別の委員会でお聞きしたことがあるのですが、その後どうなったかといいますか、旧自治省というのは、この地方分権化という流れの中で、規模、機能ともにどういうふうに縮小していくのかという、このあたりの正しい事実認識をとるようなファクトファンディングになるようなものがもし提供していただけるなら、我々の判断も非常にバランスがとれるのかなと。これが自治省の関連です。

それから、旧郵政省のほうでは、ウェブ2.0とか言われる時代が来て、私自身、情報セキュリティということに、経産省のほうの委員会を率いているものですから、非常に強い関心を持っているのですが、地方における高度のIT人材の育成だとか、地方の電子政府化なんていうのが大変重要になってくると思うのですけれども、情報のセキュリティに関して、例えば、サイバーアタックだとかウィルスだとかに対する地域ごとの対応について、総務省というのが今どういう判断とポリシーを持っておられるのかということ、この点、適切な、もし判断の役に立つような資料でもいただければありがたいなと思います。

【森地部会長】 どうぞ、家田委員。

【家田委員】 家田でございます。1点だけ、お考えを教えてくださいということで、ご質問させていただきます。

資料7ページに、新しい「公共空間」の形成のイメージということがあって、新たなパブリックとか、最終的にコメントから言うと、「公共空間」というお言葉をお使いになっているのですが、

ここはジオグラフィックな意味での空間ではなくて、ファンクションとしての空間でお使いになっているのだと思いますが、一番気になりましたのが、右側の緑で書いてあるほうの縦のコラムみたいなところの一番上に、公共サービスは専ら「行政」が提供してきたという認識があって、したがって、そういうものであるところの公共サービスを、一部、従来の官ではないところが担う方向にある、こういうつくりになっているところで、それはもちろん否定しないのですが、もう一方で、例えば、地域のいわゆる公共交通と呼ばれる、バスだとか電車だとかそういうたぐい、あれは日本では基本的には可能な限り民間的に、ここで言う利益追求型の活動の中で、あわせて公共的な機能を果たしてきましたと、こういうつくりになる理解ですよ。したがって、ここでの認識の中では、専ら行政が提供したことに外れていきますので、そういうものではないということになると思うのですが、こういう、左側のグラフに行きまして、全く一致しているものからずれてくるというときに、今まで公共サービスとは必ずしも明確には考えられてこなかったものも、公共化サービスとして再定義して、そして、そのアレンジメントは自治体が考えるけれども、その担い手は民間であるというようなところに踏み込まないと、いろんな面での公共サービスがかなり破綻を来している面があるかと思うのですが、もう一度質問になりますけれども、公共サービスは専ら行政が提供してきたという意味の範囲での公共サービスととらえるのみか、それより、外側にあったものを再定義しようとしている議論がおりなのか、その辺のお考えを教えてください。

以上です。

【森地部会長】 どうぞ、垣内委員。

【垣内委員】 いろいろご説明ありがとうございました。2つほど質問をさせていただきます。

1つは、新しい公のところですけども、かつて行政、あるいは行政に近いところが提供してきたサービスを民間委託していく場合には、幾つもいろいろな問題が出てきているかと思います。資料の10ページにありますように、さらなる民間委託の推進のための検討ということで検討されているというのは、非常に重要な動きではないかと思うのですけれども、特にサービスの質の担保とか継続性の担保という観点から、この最後の四角の①あるいは④、一定の水準のサービスをどういうふう to 確保するのか、それから、妥当な再委託の範囲といったようなことについて、今ご議論はされているのだらうと思いますけれども、具体的に何かここでご説明いただけることがあれば、ちょうだいいたしたいと思います。

それから、次に、交流人口のところについてですけども、交流拠点の整備促進ということで、ハードの地域資源を生かした人・文化・情報等の交流を図るための施設の整備・補助、これはハードの補助ということでございますけれども、今、かなり地域にはいろいろな施設がございますが、新たに

施設をつくっていくということをお考えなのか、それとも、既存のものにいろいろな機能を付加していくという方向なのか、ということについてお教えいただければと思います。

以上です。

【森地部会長】 どうぞ、河田委員。それから、中澤委員。

【河田委員】 全体にわたってなんですが、問題点を書いていないですね。ですから、これをやったら本当に全部うまくいくのかという問いに対して、その答えは何もないんですね。一言で言うと、うまくいくわけがない。それぞれの政策はそれなりにバランスがとれているのですが、1つの地域にその政策を全部入れていくと、非常に破綻する危険性が大きい。

例えば、消防団の数が90万人減っているというのですが、人数だけではなくて、実は質も低下しています。例えば、今、津波警報が出て、一番危険な漁港とか海岸に真っ先に来るのは、消防団です。なぜかと言うと、その危険性というものを客観的に勉強する機会がないものだから、経験と勘だけで動いている。それは消防団を、市町村が指導しているのが問題だと思います。少なくとも府県レベルでは、こういうリスクの評価というのはきちりやっているのですが、なかなか末端のところまでその知識が行っていないという、そういう問題というのは、数だけの問題ではないですよ。ですから、例えば消防庁がeラーニングをやるということでしたら、まず身内のeラーニングをやらなければいけない。その辺の問題点のとらえ方は、非常に問題があるのではないかと。

例えば、集落の再編・整備というのが書いてありますけれども、なぜ過疎・高齢化が進んだかと言うと、高度経済成長のときに若者が首都圏へ出てきたからです。残された両親は、当然、20年、30年たつと高齢者になるわけですから、東京がというか、そういう大都市圏が若者を引きつけたから、残されたところが疲弊したわけですよ。ということは、今、地元の自治体と高齢者だけで、例えば防災の問題を解決するなんて不可能ですよ。例えば、東京の息子さんがお母さんを引き取ろうとしたって、コミュニティがないものですから絶対来ない、田舎で死にたいと。こうなったときに、何もしないと、今では0・100になってしまっているんですよ。だけど、子供が、例えば親孝行するというふうな形をもうちょっと具体的にできないのかと。例えば、高知県でも徳島県でも、中山間地あるいは沿岸の集落で一番困っているのは、残された高齢者と自治体だけで何とかしようとしたって、それは無理なんですよ。

だから、こんなバーチャルなネットワークで情報が行き来するとか、そんなのではなくて、要するに、人間が生きて、人間と人間との触れ合いをもっと増やさなければいけない。その辺の手順が全然抜けてしまっている。ですから、書いてあることはきれいなことが書いてあるのですが、実際にこんなこと実現できるかと。あるいは、それを実現するには、ほかの政策とバッティングすると思います

が、トータルとしてどうなのかという議論が、なされていない。そこにやっぱり、この実効性に対して非常に大きな課題がまだあるのではないかと思います。

【森地部会長】 中澤委員、どうぞ。

【中澤委員】 どうもご説明ありがとうございました。先ほどの全体で、一自治体の首長として、少しご意見を述べさせていただきたいと思います。

今、河田先生がおっしゃったことと同じような状況で、実際、これをうまくやっていくためにはどうしたらいいのだろうということが、やはり見えてこないというのが実感でございます。現に、三位一体の改革の中で、我々市町村が一番困っていますのが、税源移譲という状況で交付税のカット、そして補助金のカットという状況下があって、それを税源移譲で三位一体ですと言っているながら、実質的には我々は二位一体にされて、税源移譲が来ない中、今、自分たちの今まで持っていた基金を使いながらやるという状況下になっております。それは、それぞれの自治体の考え方だよ、もう国がこう決めただから、あんた方、どのようにしてもやりなさいという形で、何とか泳げる町村はいいですけれども、それが泳げない自治体にも来ているという状況。

それから、国が今進めている方向性というのは、今の状況から言ったらごもっともであるし、我々は理解できるつもりで、一生懸命、自治体の首長としてやっているわけですがけれども、先ほどの問題にもありましたように、新たな公が信用されないということと同時に、やはり町民ないしは市民、国民的レベルの意識と、今、国が持っていきたいと考えている問題との開きがものすごくあります。この開きをどのように解決するのかということ、総務省さんが考えながらやっているのか、ただ国から地方へ分権して、国が地方にやればいいという、おっつけだけの状況で何かやらされているという形になると、間に入る首長、県というのがものすごく大変になっています。

この辺のところの状況で、少しその自治体の全体の意識レベルと国の考え方の差の調査だとか、あなた方の町村は進んでいますよ、おくらえていますよというような指針が出るとか、そういうような問題がわかる方法がないのか。そういうことによって、やはり我々の地域の自治体の中に知らしめていくということもできるわけですがけれども、やはり日本の成長過程の中において、豊かさの価値観が物質的な価値観に非常に考えられている中において、まだ町民、国民的なレベルの中においては、より早く、より便利に、より物が多いことがいいことだ、少し休みさえすれば景気がよくなったのだから、またよくなるというふうに思っているわけです。ここら辺のところ、やはりもう成長過程から安定過程に行かなければならない日本としては、自治体そのもの自身もそういうわけにはいなく、依存体質の脱却という問題を考えていかなければならない中において、国民的なレベルはまだそのレベルの状況にいるというところを、どのように解釈しながら、これからの方向性を包んでいくのだら

うかというふうになりますと、そういう意味では、ただ地方分権、よりよく皆さん方のやりやすいようにやってくださいという、非常に大義名分的なものがありますが、その陰に隠れたものを、私、一町村の首長としていきますと、おまえら勝手にやれだというような感覚を非常に強く、その間に挟まれたサンドウィッチ症候群ではないですけど、そこら辺のところ非常に首長さんが悩んでいるというところも事実でございます。

そこら辺のところ、できればそういった問題をある程度手助けしていただきながら、うまく国の状況の思う方向へ進んでいくような状況ができればいいなと思っていますので、新たな公の信用されないという問題と、先ほど河田先生が言っていた問題点もまるで同じなのですが、少し高嶺の花みたいな状況で、こうやりますと言っているながら、では、どういうふうにするのかというところが全然見えてこない。この中に、やはり一生懸命我々も、国の施策とあわせてやっていこう、これからのひとつの日本社会はこう行くべきだなというふうには思っているわけですけど、なかなか意識改革がし得ないというところがございます。さまざまな面で意識改革は試みているわけなんですけど、やはり今まで培ってきた思考回路を一遍に変えろというのは、これは無理なことであって、これを徐々に変えていく上においては、国全体からも、やはり国民の感情レベルに訴えたひとつの施策をやることによって、この分権の相乗効果が出てくるのではないかと感じます。

以上です。

【森地部会長】 ありがとうございます。

この辺で一度お答えをいただいて、もう1ラウンドしたいので、なるべく要領よくお願いいたします。

【総務省大臣官房企画課長】 総論から各論に至るまで、いろいろとご指摘、ご質問、ありがとうございました。

まず、いただいた各論について、それぞれ担当も来ておりますので、お答えしていきたいと思えます。それで、ひょっとしたらまた漏れるかもしれませんが、そのときはまたご指摘いただくということで、とりあえず順次ご説明……

【森地部会長】 なるべく短くお願いします。

【総務省】 まず私から、新たな公を育成するための支援策について、どのように考えているのかというお尋ねにお答えしたいと思います。

本日、資料でもお示しいたしましたコミュニティ・ファンド形成事業というのは、まさに新たな公を育成するための支援策の1つであるというふうを考えてございます。今後またこのような事業が幅広く広まっていきますように、工夫啓発というのをしていきたいと思っておりますし、使い勝手が悪

いというようなご要望が地方公共団体の側からあるようであれば、それは真摯に対応、相談、検討したいというふうに思っております。

また、地域型・住民参加型市場公募地方債につきましても、平成13年度に1団体でスタートしまして、平成19年度では、計画ベースでございますけれども、130団体程度まで広まる見込みでございます。また、これは一部の地域でございますけれども、NPOバンクのようなものもあるというふうにも聞いてございまして、こういった動きが広まってくれるように、今必要な啓発等を引き続き行っていくということかなと思っております。

以上です。

【総務省】 続きまして、市町村合併の関係からまずお答えさせていただきます。

まず、市町村合併についての現状の認識、あるいは状況についてでございますが、現在、いわゆる平成の合併と呼ばれてございますけれども、平成11年3月31日時点、3,232市町村ございましたが、現在、1,814団体という形になってございます。本年度末、ことしの3月31日時点で1,804にまで減少する見込みでございます。

それで、まずプラス・マイナスの判断、あるいはメリット／デメリットというご質問がございましたが、各市町村等々からいろいろご意見等々伺っておりますと、1つのやはり大きな効果といたしましては、何よりも行財政の基盤強化につながったという声をいただいております。その面としましては、多様なご意見、効果をいただいておりますが、例えば、非常に厳しい経営環境、財政状況の中で、従前であればやはり切り下げをせざるを得なかった住民サービスというのが何とか今維持できているというのは、ひとつ大きな効果ではないかというような声も聞かされておるところでございますし、また、当然、合併に伴う行革の効果、これはまだ取り組みが始まったばかりでございますけれども、着実に表れているというようなご意見もいただいております。

それから、マイナス面のご意見としましては、通常よく言われてございますが、吸収された周辺の地域がやはりさびれていってしまうのではないかなというような声がございます。ただ、その検証が本当にそうなのかどうかということも、まだ時間がかかろうかと思っておりますけれども、各団体におきましては、そういった周辺部対策といいますか、そういった市町村内での取り組みということについて意を配られておられるということでございます。

それから、広域行政施策、あるいは今後の合併のあり方についてでございますけれども、こちらにつきましては、我々の認識としましては、やはり地域の基本的な行政サービスを維持していく上では、ある程度の規模・能力というのはやはり必要だろうということを認識してございまして、特に小規模な市町村につきましては、引き続き市町村合併の検討・議論というのは進めていただきた

いということを考えてございます。現在、まだ合併の新法で、あと3年2カ月程度期間が残ってございますが、その期間内に引き続き合併の議論を進めてまいりたいということでございます。

それから、新しい公共空間の関係で、何点かご質問をいただきました。

まず、配付しております資料の7ページのこの図についてのお話がありました。従前、公共と行政がほぼ一致していたということでございますが、ただ、それから外れる、例えば、公共交通等々の問題はどうかというお話があったかと思えます。それについて、当然、全く除外しているとか、失念していたというわけではなくて、あくまで抽象的なイメージ図としてこれは整理したものでございまして、当然そういうものはあろうということは認識しているわけでございますし、かつまた、ご指摘がございましたが、今までの公共サービスのあり方のとらえ直しというものがあろうかと思えます。7ページの右側のところにも一部触れさせていただいておりますが、当然、公共サービス、公共の範囲というのも、かつてのとおり固定的なものではなくて、従前外側にあったものが順次取り込まれていくということも当然あろうという認識で、このイメージをとらえているということでございます。

それから、民間委託の問題につきまして、現在検討しておる状況について紹介していただきたいというお話がありました。多様な論点にわたってございます。実は昨年夏に中間論点整理という形でとりまとめをし、公表しているわけでございますけれども、その中で、先ほど来お話がございました委託先のモニタリングのあり方について、具体的な手法をどう考えていくか、これは先進的な自治体の取組も踏まえて検討を行ってございまして、あるいは、地域協働という観点から申し上げますと、地域NPO等々と契約を結ぶにあたって、従来の民間企業との委託関係におけます市場原理というものは、必ずしも100%貫徹し得ない部分というのはやはりあるのではないだろうか、そういった議論なども行われているというところでございます。

以上でございます。

【総務省】 続きまして、寺島委員からご質問ございました、指定都市の数の増加、それから、市町村合併、市町村の広域化、これらが道州制の議論を促すのではないかという点、それから、これに関連いたしまして、地域配置の整合性、それから分権化に伴う総務省、中央省庁の役割、機能の縮小、こういった問題についてでございます。これらについては、いずれも道州制の議論との関連において、政府にて検討・議論がされているところでございます。

まず、指定都市について申しますと、これまで県内に2つ指定都市がありますのは、神奈川、それから福岡であったわけですが、今年4月に堺市が指定されたことによりまして、大阪府がこれに加わりました。また、本年4月から浜松市が指定されますので、静岡県もこれに加わるわけでござ

います。その意味で、4府県が県内に政令市を2つ持つ府県となる、こういうことになるわけでございます。

そういたしますと、指定都市というのはおおむね県の仕事の大方を処理する市と、このように観念されておりますので、その意味で、市町村、政令市と県の役割の相対化が始まる。それから、もう1つ、一般的に市町村が広域化することによって、そのサイズ、あるいは数において、都道府県と市町村の相対化が進む。こういったことが、いわゆる都道府県の役割、機能の空洞化という議論を招きまして、現在の道州制の必要性を支える大きな理由の1つとして、この実態が迫ってきている。これもあって、昨今、道州制の議論が進んでいるのだと、このように政府としては認識をしているところでございます。

もう1つ、道州制との関連で申しますと、現在、広域の行政を担う地方団体として都道府県があるわけでございますけれども、それよりも広いブロック単位で国の地方支部部局、いわゆる出先機関が多数存在するところでございます。こういったものの配置の整合、あるいはその役割についても、俗に言う二重行政、重複行政の議論もでございます。こういったことも、道州制の議論の中で解消すべき課題と、考えられているところでございます。

実は昨年2月に、地方制度調査会という審議会から、「道州制のあり方に関する答申」という答申が出ております。この中で、道州制をどのように考えるかという点につきまして、単に地方の制度改革ではなくて、国と地方双方の政府の再構築であると、考えられています。その中では、内政、地域にかかわる施策については、企画立案から実施までを道州市町村が担えるようにすべきである、このようなコンセプトが示されてございまして、これに伴って、おのずと中央省庁の役割・機能というものも、重点化・順化の方向に向かうべきではないか、それに伴って具体的な組織のあり方、役割のあり方、こういったことも今後議論が進められるべきではないかと、このように報告書ではまとめられているところでございます。

以上でございます。

【総務省】 消防につきましてもご指摘をいただきまして、ありがとうございました。

消防といたしましては、地域の消防、防災力向上のために、消防団の数が今減っていて大変問題になっているわけでございますが、そのみにとどまらず、常備消防の強化、消防団の確保、それから自主的な防災組織での取り組み、住民の皆様お一人お一人の災害対応の知識ですとか能力の向上、こういった地域の総合力で対応していくべきであろうというふうに考えております。

その中で、消防団につきましては、ご指摘ございましたように、単に人数が減っているから、それだけが問題ということの問題意識ではいかんと思っております、質の確保とともに、量の確保につ

いてもしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

【総務省自治行政局地域振興課過疎対策室長】 交流居住の関係でお答えいたします。

最初に、空き家のご質問がありましたけれども、確かにNPOだけですとなかなかやりにくいという点もあろうかと思いますが、そういうところでは、例えば、江津市のように、行政も一緒になって取り組んでおりますとか、あるいは、ところによっては、かなり市町村が中心になって空き家バンクを設けている、そういう取り組みをしているところもありますし、あと、資料の27ページに、「過疎地域集落再編整備事業」という説明がございますけれども、19年度、来年度から住宅団地を整備する場合、今まで新規に団地造成ということだったのですが、今ですともう空き家ストックがかなりあるということで、地方団体からも、空き家を改修するようなものについても助成をしてもらえないかという要望もございまして、新年度からは、自治体が取得をして、それに改修補助ということも新たに取り組みたいと考えているところでございます。

それから、同じ27ページの「地域間交流施設整備事業」、これにつきましては、従来は新規施設ということでありましたけれども、数年前から、これまたやはり同じく、既存ストック、学校施設を使いたいとかいうこともございますので、むしろ最近は既存ストックの改修というものが増えて、それを改修して交流拠点にしているということでございます。

それから、集落の再編との関連で、残された高齢者、自治体だけではなかなか解決困難だというご指摘もございまして、集落機能、大変大事なのですが、それが人口減の中で弱体化しているというのも事実でございますが、ただ、今回、市町村合併の中で、集落の機能再編というような動きもかなり出てきてございます。私どもは、合併の中でそういう集落機能をまた活力を与えるというような事例も昨年とりまとめまして、できるだけそういう成功事例も普及するような形で取り組んでいるところでございます。

【総務省大臣官房企画課長】 あと、情報通信の人材育成のお話がありました。セキュリティをどうしているかというお話ですけど、地方公共団体ももちろん非常に困っておりますけれども、中小企業もそうですし、中央官庁においても同じです。ただ、セキュリティの必要性は当然ということでありまして、今、国ではやっておりますし、公共団体でも進めつつあるのは、CIO補佐官を置いて、そして最適化をして、システムのむだをなくす。それから、セキュリティについても、民間にアウトソースするといったような形でセキュリティを万全にするとともに、なかなか難しいのですけれども、専門的な人材を育成すべく、そのためにはある程度組織の規模がないといけないというところもありまして、それぞれやっているという、それが実態であろうかと思えます。

あと、非常に大きなお話を幾つかいただきました。特に霞が関と地方公共団体と意識がずれている

のではないかと、意識を具体的に埋める努力をどうしようと思っているのかというご指摘がありました。はっきり申しまして、最近の動き自体、子ども自体が面食らうことが非常に多いというのが実態であり、おそらくそれを我々が外部に向かって発信しても、なかなか意のあるところは通じないということもあると思いますし、各論がなかなか聞こえてこないということもあると思います。ただ、非常にドラスティックに今動かざるを得ない状況であるがゆえに、できるだけコミュニケーションは厚くする必要があると考えておりまして、大臣以下、できる限り機会をとらまえまして、地方へ出て行って、実際にこちらから生の声でお話をする、あるいはお話を聞かせていただくというようなことを最近大分やってきておりますし、特に今年上期あたりでは重点的にやりたいというふうに思っております。

相当たくさんご質問いただきましたけれど、とりあえずまずお返しします。

【森地部会長】 あと数分でございます。どうぞ、小林委員。

【小林委員】 それでは、簡単に申し上げます。

これまでの議論で、制度としての行政、市町村とか都道府県の広域化の議論は大分出されました。私、今、まちづくりにかかわっている者としては、それと逆の方向ですね。例えば、ある行政の地域の中で、あるエリアがまちづくりの活動をやろうと。具体的には、例えば、中心市街地の活性化をやろうと。そこで、ある組織を立ち上げる。海外では、例えばアメリカでは、そういう組織を立ち上げると、ご存じのように、B I Dという、ある意味での行政的なエリアとしてとらえられて、例えば固定資産税をプラス・アルファ分、そのエリアには取ることができて、それをN P Oの活動資金にできるというような仕組みが動いているわけです。数年前に東京都の都市ビジョンを描いたときに、東京都の都市ビジョンの中にその議論を具体的に書き込んでおいたわけです。東京の新橋の汐留でそういう組織が生まれて、そういう活動をやろうと。しかし、日本ではそういう仕組み自体が時期尚早で難しいと。おそらく総務省にかかわる固定資産税の部分だろうと思いますが、そういう判断がされて、うまく動いておりません。ただ、ニーズは大変高いものがあります。その辺を具体的にどういう議論がされているのかということがわかればよろしいのですが、あるいは方向性として、そういうのは日本では間違っているのだという判断を今総務省はお持ちなのか、将来的にはそういう可能性があるのだというふうに判断されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

【森地部会長】 ありがとうございます。

まだご発言されていない方をお願いします。来生先生、どうぞ。

【来生委員】 情報通信インフラの重要性という17ページあたりの基本的な考え方をちょっとお教えいただきたいのですが、「しかし」以下のところで、私の危惧は、民間事業者に対する補

助だけではなくて、地方政府に対する補助も、そのシステムとして考えている。そのときに、過剰投資になるおそれというものをどう評価しているのか。多分、高速道路の二の舞というようなことが起きはしないかと。そこは、民間事業者だったら縦横に対応してやるのでしょうけれども、政府が判断して計画的にやるということになると、どうしても過剰投資に引っ張られはしないかという危惧があるので、そこいらはどうお考えかということをお教えいただければと思います。

【森地部会長】 どうぞ、関根委員。

【関根委員】 すいません、2つあるのですけれど。

1個は、テレワークの部分なのですが、確かにワークライフバランスですとか、市民が地域社会の中で役割を果たしていく、また、要介護の親を地方に置いている場合に、皆さんたち省庁の方々や企業の社員というものが、身分を保証したまま地方で生活をする、そういったことのために、テレワークは今後日本の国土計画においても非常に大事だと思っているのですけれども、今回いただいているこの資料だけ見ていると、昨年の再チャレンジのデータと、それから、25ページに出ているのは、どちらかというと17年度のものばかりなのですね。ですから、現実にあと3年しかない、この2010年までのテレワーカーの数を倍増するというのに対して、一体具体的にどういった施策が行われるのか。今の再チャレンジのデータで見ている限り、実証実験ぐらいしか具体的なものが何も上がっていない。これで一体どうやって増やせるのかというのがよくわからないというのが1つです。

それと、先ほどの消防団員についてなんですけれども、現在、外国籍の方は消防団員になれないというのが自治省側にあったと思うのですね。これは、例えば、高齢過疎の地域において、留学生や企業からの研修生のような人たちも入れていけるような、そういうパターンというのは今後考えられるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

【森地部会長】 どうぞ。

【村木委員】 すいません、1つだけなのですが、21ページの「ユビキタス・コミュニティ」の構想というこの絵を見ながら思ったことなののですが、ユビキタスの意味って非常に大きくて、人の社会への参画という観点では、この絵が示しているとおりのことが実現しているのだらうと思うのですが、現状を見ていると、どちらかというと、目的に従った、例えば、安心・安全だったら、それによるコミュニティというのができて、特定の小さなエリアの中での意見交換というよりは、どちらかというと、他地域と日本全国または世界とつなぐという形で、目的意識でのつながりというのが非常に多くなっているように思います。

地域の活性化という観点で考えると、こういったいろいろなコミュニティができたときに、それをどうやってつないでいって、この真ん中にできた人々が集まって、その活性化をしていくのかとい

うことになると思うのですけれども、できてきたコミュニティ、ユビキタス・コミュニティというのをどういうふうにつなぐプラットフォームというのをつくっていかうとしているのか、それは、例えば電子自治体のようなもので、ただ一つの箱をつくったからといって、本当の活性化になるとは思わないのですけれども、その辺はどのようにお考えになっていらっしゃるのかなと思いました。

【森地部会長】 ありがとうございます。

私からも1つだけ。広域地方圏の計画で、都道府県間の合意形成をどうするかということが一番難しいところだと思うのですが、これに対する何かインセンティブだとか、それを解決するような政策をお持ちかどうか。今でなくても結構です。将来的にでも結構ですが。

それでは、もう時間がほとんどないのですが、すみません、よろしくお願いします。

【総務省大臣官房企画課長】 それでは、消防と都道府県間合意の話以外のところをお話したいと思います。

まず、税、固定資産税のお話が出ましたけれど、我が国におきましては、税というのは、担税力に見合った財源として見て、それで、特定財源は特殊なものであって、ほとんどは一般財源になって、行政サービスを満たすものという、その伝統的考えが非常に強かったことは間違いなく、政策的意図からの税制というのは、例えば、グリーン化税制とか、非常に例外的なものであったということは、これまでそうでした。

これから、ではどうなるかということですが、やはり必要に応じてそういう政策的税制というのは出てくると思います。これは、政府税調もそうですし、特に我が国の場合、税は与党で非常に大きく決まるということもありますので、今後の勉強課題にさせていただきたいというふうに思います。

それから、デジタル・ディバイド、山の中のインフラをどうするというお話がございましたけれど、今、ユニバーサルファンドというのがようやく動き始めてきております。これは、7円どうするという話でございますけれど、電電公社が民営化されたときに、あまねく義務というのが電話にはかかりました。ところが、競争していくと、山の中のサービス維持が非常に困難であり、そこはNTT以外の会社にも面倒を見てもらって、それをそのプールした原資で不採算地域をやっつけようというふうになっております。ただ、7円でも非常に大きな問題が出てきておまして、今、新たなユニバーサルファンドということで、山の中まで全部、都会部での売上をベースにしてどんぶりですることになると、今の段階ではちょっと現実的ではないというのが、珠算的にはなるわけでありませう。

それで、残っているところはどうかということですが、大体不採算地域でNTTでもちよっ

と手がつかないというところが残っておりまして、これらにつきましては、地方公共団体が整備して、民間に運営を委託するというようなものが、移動鉄塔ですとか、あるいはケーブルテレビなどで、ここ10年来あります。ただ、予算原資が非常に小さいということもありまして、補正予算などがあったときに、一部やろうじゃないかという県では取り組まれており、三重県とか富山県においては、ケーブルテレビを使った形でブロードバンド対策は済んでおります。その費用自体というのが、大体1県あたり数十億円程度ということでありまして、道路とはやはり相当規模が小さいというのが1点と、それから、あと、運営等につきましても、民間が最終的に入ってきますので、そもそも整備をしても、ちゃんと運営してくれる人がいるかどうかということもありまして、過剰投資というよりは、むしろ本当に運営してくれる人がいるかどうかと、そっちのほうがかつむしろ問題になっているというのが、今のところの実態であります。ただ、いずれにしても、山の中ほどブロードバンドの威力が発揮できるということは間違いのないわけで、公設民営型などを中心にしつつ、かつ、あまり財政負担にならないように取り組んでいくということが重要だろうと思っております。

それから、テレワークでございますけれども、おっしゃるとおりでありまして、総務省でやれますのは、モデル事業のようなところにお金をつける、あるいは、テレワークがこんなにいいものだということをPRするというところまではできるわけですが、基本的に使うか使わないかというのは、それぞれの企業ということになります。その企業にもインセンティブを与えとかという話になってくると、これはまた情報通信行政なのか雇用行政なのかという、特に量的になってくる段階になってくると、情報通信行政ではちょっと難しいということも実際問題としてございまして、できる限り厚生労働省と連携をとりながら、うまく進めていくということで、宿題でお預かりさせていただきたいというふうに思います。

それから、ユビキタスの先ほどのございましてけれども、今までのコミュニティというのは、実際会う人ばかりがそうであったわけですが、ネットでは、むしろ同じ気持ちの人たちが集まるというのが強いというのは間違いなく、空間を飛び越えたコミュニティができていっているのも事実です。ただ、人間は生身を持っていることも間違いのないわけでありまして、特に介護の問題などでは、その地域ごとでの実際のコミュニティにネットワーク上での有識者が参加するといったような形での取り組みが、その地域ごとに少しずつ出てきているというのが実態です。この種のものについて、役場、あるいは中央官庁が出ていくよりは、むしろその地域のオピニオンリーダーたる人たちがでんと座っているところに大体集まってきて、ネットワークもうまく使われ、かつ、活用しながらというのが実態かと思えます。おそらく、まだまだリアルにプラスのバーチャルの部分というのはあまり経験がないもので、試行錯誤しながらということになると思っておりますけれども、行政としては、できるだけ環境を

整えていくというところになるのかなというふうに思っております。

あと残り、消防と、それから都道府県間の合意の話。

【総務省】 それでは、消防に関しまして、外国人の方の消防団への任用等々につきまして、お尋ねいただいております。

まずは前提としまして、消防団は、消防職員と同じ公権力の行使をつかさどる地方公務員ということになりますので、いわゆる外国人の方を公権力の行使をつかさどる公務員には直接任用できないという、いわゆる当然の合理というのが、公務員制度の中で言われておまして、その全体論を無視しては、なかなかやりづらいという現状がございます。

一方、例えば、地震ですとか火災予防に関する知識の普及啓発、それから避難誘導の際、それから避難所での生活、こういったことにつきまして、外国人の方といたしますのは、言語の面、それから生活習慣の面でさまざま、いわゆる私たち日本語をしゃべる人間とは違った環境下にあることも事実でございます。そういった中で、そういった方たちへの支援としまして、例えば、日本語もできる外国籍の方の通訳なり生活指導なり、そういった面でのアドバイザーとしてご活躍いただくでありますとか、それから、地域の自主的な防災組織の一員としてご活躍いただく。こういったことは、大変地域の防災力を高める上で大事なことかと思っております、そういった面で、現在、多文化共生の推進に関する研究会といった中で、先進事例の収集等をさせていただいているところでございます。

【総務省】 最後に、森地部会長からご質問をいただきました、県間の合意形成についてでございます。

県間の合意形成、数都道府県にわたる合意形成は、都道府県制度ができて以来、ずっと課題であり続けたということだろうと思えます。この間、制度面、それから運用面でさまざまな試行錯誤がありました。制度面で申しますと、昭和40年代に地方行政連絡会議という、都道府県知事、それから政令指定都市長、国の出先機関の長が入った、広域ブロックでの合意形成を図るための組織が法律施行されておりますけれども、なかなか実質あるものになっていないという実態がございます。それから、県間で広域的な合意形成を図るために、平成6年に広域連合制度という制度がつけられましたけれども、これも運用がいわば重たいということから、現在でもそれほど活発には使われていないという現状でございます。

一方で、運用面で申しますと、例えば首都圏ですと、首都圏サミットという形で8都県市の知事さん、市長さんが集まって、ディーゼル排ガスの規制の合意をすると、こういったような運用例はあるところでございます。関西でも、EUにならしまして、KU（関西連合）というような発想が提言されまして、複数の関西の首長さん、それから経済団体の方も入った形で、県間、ブロック内の合意形

成を図ろうと、このような取り組みも見られるところであります。

いずれにしましても、まだ確たる決め手となる合意形成の方法、システムが確立していないというのが現状であろうかと思えます。先ほどお話ししました道州制の議論も、1つは、そこに端を発しておりまして、やはりブロック単位で責任ある民主的なプロセスを経た合意形成をするためには、やはりそこに一つの政治行政主体としての道州が必要ではないか、このような問題意識から発しているところもあるよと、このように我々考えておるところでございます。

以上でございます。

【森地部会長】 どうもありがとうございました。まだあろうかと思えますが、もう時間が大分過ぎておりますので、この辺にしたいと思えます。大変短い時間に要領よくお答えいただきまして、ありがとうございました。追加でまた教えていただきたいこと等あろうかと思えます。事務局を通じてお願いしますので、その節はよろしく願いいたします。どうも大変ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思えます。農林水産省よりご説明いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【農林水産省農村振興局企画部農村政策課長】 農村政策課長の坂本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、農業関係からご説明をさせていただきます。資料3-2ということでごらんいただきたいと存じます。目次でございますけれども、8ページまでに状況という資料、その後、施策の展開という資料構成になってございますが、おめくりいただきまして、1ページでございます。

まず、状況といたしまして、食糧自給率、右上のグラフをごらんいただきます。昭和35年に、水色の棒でございますが、自給率、カロリーベースで79%でございました。平成17年、右端でございますけれども、現状で自給率40%でございます。その下のグラフをいただきますと、フランス、アメリカ等の農業国は100%を超えて推移してございますが、ドイツ、イギリスでも戦後自給率が上がってきているという中で、日本、韓国も同じなのでございますが、自給率が減ってきておりますということでございます。ただ、これ、カロリーベースでございますが、生産額ベースということで後ほども出てまいります。現状で69%ということでございます。背景的には、上のグラフを見ていただきますと、米の消費量、青でございますけれども、半分ぐらいに減ってきている。それに対して、黄色の畜産、緑の油脂等は4倍ぐらいに増えて、食生活が変わってきていて、それに対してなかなか対応しきれていないということが背景でございます。

おめくりいただきまして、耕地面積という資料でございます。グラフの右のラインでございますが、これが全体の耕地面積ということで、ピークが、紫で書いてございます昭和36年の608万へ

クタールでございます。それに対しまして、469万ヘクタールということで、約140万ヘクタール減少しているというのが実態でございますが、このグラフの青の棒が造成の面積、それに対しまして、赤の棒が転用あるいは耕作放棄というふうな各年、毎年の減っているという原因でございます。

おめくりいただきまして、世界の人口と食料需給の見通しということでございますが、左上のグラフが、人口の推計値でございます。この紫が中位の推計で、現状2000年で60億人程度と言われてございますが、50年後には93億人という推計がされてございまして、その関係で、穀物の消費量も、50年間で66%増加するだろうというふうに見通されてございます。

おめくりいただきまして、先ほど耕作放棄地が減少の理由というふうに申し上げましたが、左のグラフでございます。昭和60年の耕作放棄地の現状で、13万5,000ヘクタールでございます。それに対しまして、平成17年で38万6,000ということで、増えてきているという状況でございますが、右で、背景を調べてございます。一番大きな理由といたしまして、高齢化、労働力不足と。高齢化によりまして、生産条件の悪い傾斜地等ではなかなか労働が辛いというようなことで、耕作放棄が行われているということが背景でございます。

おめくりいただきまして、農業構造の実態ということで、就業者人口をまず左のほうで挙げてございます。ちょっと小さくて恐縮でございますが、緑の棒グラフをごらんいただきますと、昭和35年、左端で、1,454万人という就業者人口に対しまして、平成17年では、335万人ということで、大きく減ってきてございます。また、一方、このグラフで赤い折れ線で示しておりますのが、65歳以上の農業就業者人口に占める割合ということでございまして、平成17年には、58%が65歳以上だというような状況でございます。その下をごらんいただきますと、平成12年が、これが実数でございまして、年齢構成別の農業従事者人口ということでございます。それが、22年で横滑りをしているということでございまして、この点線が70~75のラインでございますけれども、この辺からやはり高齢化等によって就業者人口が減るような傾向で、もう12年の山が突入しているというようなことですから、もっととどンドン今ピークで減っている時期という状況でございます。それに対しまして、右の表でございますけれども、平均的な経営規模という意味では、昭和30年代に比べて、あまり大きくは改善をしてきていないというような数字でございます。

おめくりいただきまして、そういうような背景から、左のグラフは、農家の高齢者の割合ということとは、これはもう当然全国の高齢者の割合よりも高い数字というような状況と、あと、混住化が進んでいるということで、昭和45年は半々ぐらい、集落の中で非農家が半分ぐらいでありましたのが、今はもう9割というような状況だということでございます。

またおめくりいただきまして、7ページは、消費者の関心ということのアンケートを左に挙げてご

ざいます。やっぱりかなり高いのが、健康・安全志向ということでございますが、若干おもしろいのが、2番目が美食志向ということでございます。そういう意味で、栄養バランスへの配慮等も、消費者の関心になっているということでございます。

続きまして、農業の多面的機能という意味での資料でございます。左のほうのポンチ絵で挙げてございますが、左のほうに土砂災害の関係が挙げてございます。その横のように、雨水の保水・貯留、あるいは水質浄化、水源かん養、あるいは自然環境、良好な景観の形成というようなさまざまな機能を挙げてございます。右側にちょっとアンケートで、上の2項目をごらんいただきたいと存じますが、都市住民の関心という意味で、家庭菜園をしてみたいという割合が半分以上、平成2年よりも増えてきております。その下も、体験的な農作業をしたいという割合もかなり増えてきているというような、農業に対する関心が高まってきているという状況でございます。

9ページ以降、施策の展開でございますが、まず法律の考え方を挙げてございます。左側が、農業基本法ということで、昭和36年に制定された法律でございますが、その基本理念といたしまして、農業の発展により、他産業との間の格差を是正するというのが目的でございました。昭和11年に、基本的に農業だけではなくて、食料の観点、あるいは農村という観点も入れまして、食料・農業・農村基本法というような基本法に改正されてございますが、理念としては4つの理念、まず食料の観点から言えば、安定供給、食料の安全保障というような観点が入っているのと、今ご説明いたしました農業の多面的機能を発揮していくのだと、農業本体につきましては、農業の持続的な発展、さらには、農村というような観点での振興も考えていかななくてはいけないというような4つの理念に変わったということでございます。

おめくりいただきまして、10ページですが、この法律に基づきまして、食料・農業・農村基本計画というのを決めているということでございますが、個別には後ほどご説明をいたしますので、このページでは省略をさせていただきます。

おめくりいただきまして、最初にご説明しました食料自給率につきまして、一応目標というようなことを掲げさせていただいているということで、左側の表でございますけれども、現状、カロリーベースで40%、15年のデータでは70というのを踏まえまして、平成27年度の目標といたしまして、5%程度高めていくのだという目標、カロリー的には、将来的にはやはり半分は目指すんだろうというようなことでございますして、欧米化した食生活の見直し等の食事等の推進、あるいは輸出の促進というようなことで、この自給率を高めようというようなことでございます。

おめくりいただきまして、12ページが、これは平成19年からの施策ということで3つ挙げてございますが、私ども、今これを戦後最大の農政改革というようなことで申し上げているところでござ

います。背景的には、ご案内のとおり、米価という意味での価格政策からの転換というふうなことがございます。ご案内のとおり、市場に任せていくのだという流れの中で、左の項目でございますけれども、価格というのではなくて、生産調整と。それも、かつては国が配分をする、割り振りを決めて、それに対する交付金というような施策というようなことで進めてございましたが、若干それもさらに修正を加えてございまして、その生産調整というのを農業者団体に任せるというようなこと、あるいは、国が一定の指針でお金を配るということではなくて、地域ごとにお配りする方を政策的に考えてお配りをしていただきたいと、19年度から方向転換を考えてございます。また、価格政策という意味では、米以外にも、真ん中の欄の下から5行目に書いてございますが、麦、大豆、てん菜等についても、買取、あるいは交付金ということで価格政策を実施してきたわけでございますが、こういった価格政策ですと、もうとにかく市場と関係なく、つくればつくただけ収入が入るということで、市場の動静を見据えた生産ができないということで、WTOからもそういう補助金の削減ということのご指摘を受け、諸外国はデカップリングということで、価格政策から経営対策というふうな政策転換の中で、日本も、幾らつくったらというよりも、過去の生産高等を踏まえながら、経営の対策ということで諸外国との条件格差を補てんするという政策に転換するというところでございます。

さらに、もう1つこれが大きな眼目でございますけれども、この真ん中の楕円の中に書いてございますように、担い手に対しまして施策を集中するということが大きな柱でございます。担い手というのは、こういった米とか麦というのは、土地利用、要するに、土地の面積が広いほど効率的だというふうな農業でございますが、そういった観点から、一定の面積、個人的には4ヘクタール以上、あるいは、集団でまとまっている集落営農では20ヘクタールというふうな面積要件で、そういったまとまりのある者に対して支援を集中していくというふうな政策転換を大きく図るということでございます。

背景的には、先ほどもごらんいただきましたけれども、高齢者が増えて、どんどん耕作放棄地も増えるという、そういう状況の中で、そういった高齢者、耕作放棄地の受け手を育てていくという観点と、さらには、効率性ということで、機械を集約的に使う、あるいは農地を集約することにより作業の効率を図るというような方向で、政策を進めることでございます。

さらに、右でございますけれども、価格政策というのではなくて、個別の政策というふうなことで、農地とか、あるいは農業用水を保全するために、共同作業をしなくてはいけない。こういった共同作業を応援していくという意味での対策もということで、分業して推進をするということでございます。

おめくりいただきまして、今のご説明いたしました農政改革に加えまして、大きなお話といたしま

しては、真ん中の下ぐらいでございますけれども、一般企業の農業への参入促進ということがございます。これは、まず特区というような形で平成16年から進めてございますが、平成17年には、根本的な法律の改正というようなことで進めているところでございます。基本的なやり方といたしましては、所有権の移転という形ではなくて、リース方式というようなことをベースにしてございますが、また、先ほどもご説明いたしましたように、担い手に農業・農地を集約していくというような観点との、政策的なバランスを配慮するというようなことから、対象のエリアについては一定の限定を設けてございまして、市町村のほうで耕作放棄地が相当程度あるエリアを中心にエリア設定をし、そのところを開放していくというような形になってございます。ただ、16年の特区の段階でも、71社の企業の方にお入りをいただき、17年度には156社という状況でございます。22年には500というような形で伸びていこうというふうに考えているところでございます。

おめくりいただきまして、知的財産の保護ということでございますが、これは背景的には、日本で開発された新品種、これが外国に持ち出されまして、逆に日本に輸入されるというような事態、あるいは、和牛のいい精液が外国に持ち出されて、和牛と称されて日本に輸入されてくるというような事態を受けまして、知的財産の保護の強化という意味で、先ほどの植物の新品種という意味で言えば、これは特許法ではなくて、種苗法と申しまして、種苗法で保護されているわけでございます。そういう意味で、そういった品種登録の迅速化等、保護の強化を、左に書いてございますが、図っていく、あるいは、和牛の精液等の管理の徹底というような政策を進めている、あるいは、いわゆる地域ブランドと言われてございますから、地域団体商標登録についての推進というような施策の推進を図っているということでございます。

おめくりいただいて、15ページ、右上の表でございますけれども、16年に輸出額で2,934億、17年で3,310、これで12%輸出が伸びてございます。農業の産出額といたしましては9兆円弱という状況で、3%程度でございますが、目標として1兆円規模まで拡大していこうと。背景的には、やっぱり諸外国の日本食品の見直し、嗜好の変化ということがございまして、下に挙げてございますけれども、りんごで878%、5年間で伸びてございます。これは台湾でございます。みかんは、手むきができることでカナダ等で評判でございますし、緑茶についても、アメリカでブームが起きていると。ちょっと細かくなりますので省略いたしますが、施策として、左に展示商談会の開催ということで挙げてございます。その下に、日本食のレストランの認証制度と。これは、年末いろいろご議論がございまして、そこまで行政でやるのかというふうなご指摘等も踏まえまして、基準をつくっていくというような調査制度ということで、若干修正は加えているところでございます。

【森地部会長】 すみません、時計を見ながらお願いしますね。

【農林水産省農村振興局企画部農村政策課長】 すいません、恐縮でございます。

おめくりいただきまして、これはバイオマスということで、家畜糞尿の堆肥化、あるいは再燃料、エタノールの輸送燃料への利用ということでございます。

時間も関係ございますので、飛ばさせていただきます。農業生産基盤ということで、左下でございますけれども、整備率が上がるほどに、労働時間が水田では5分の1に減っているということでございます。

18ページは、これは、生産基盤と生活環境を、一体的に計画を定めて整備をしているということでございます。

19ページでございます。中山間地域等直接支払という制度でございますが、これは、価格政策からの転換の中で、中山間地では、傾斜地ということで非常に作業の効率が悪くて収益が低いというふうなことから、その条件格差を一定補てんするというような政策で、平成12年から進めているということでございます。

20ページは、これは19年度からの、先ほどの3つの中の右の政策ということで、下のほうに書いてございますように、共同活動への支援、交付金というようなことと、真ん中あたりに書いてございますこの項目は、肥料とか農薬を低減した取り組みには交付金を配るというような政策的なことを進めるということでございます。

21ページは、これは災害対策というようなことで、排水ポンプ場の整備等を実施しているという、あるいは効果の図を挙げてございます。

22ページでございます。これは、都市と農山漁村との交流ということで、先ほどアンケート調査で、都市住民に農業への関心が高まっているというデータもお見せいたしましたが、左下にもございますグラフを見ていただきますと、二地域居住の願望、あるいは定住の願望があるというのが、50代で特に高いところがございますが、20代でも定住の願望があるというようなことで、定住の促進、あるいは農業体験の促進、学校での体験学習の促進というようなことが政策課題だということでございます。

23ページでございます。都市農業ということで、これは統計的に一定の面積でとっているところでございまして、左上にありますように、耕地面積25%に対して、産出額では効率的に29%を占めているということでございますが、ご注目いただきたいのは、下のアンケートでございまして、円のほうでございます。東京の農業・農地についてどう思うのかということで、現状維持してほしい、なるべく残してほしいというのが9割を超える90何%というデータになってございまして、緑地空間へのニーズ、あるいは農業体験へのニーズという高さが伺われて、こういった政策の推進というこ

とでございます。

24ページでございます。これは、団塊世代の就農ということでございますが、ご注目いただきたいのは、右の枠の真ん中でございます。60歳以上の就農者数が、15年度で4万2,000人、これは学卒で1,000人程度という中で、全体の新規就農の半分程度を占めてございます。こういった定年を迎えた方の就農希望というのにしっかりこたえていくという意味での、研修等の施策を推進しているということでございます。

25ページでございます。食の安全ということで、左下につきましては、ご案内のとおり、BSEあるいは鳥インフルエンザ対策ということでございますし、右のほうは、食品表示の適正化と。真ん中のトレーサビリティというのは、これは個体別に識別番号を振って、どこで生育されたのか、売買されたのかといったことを表示するものでございますが、牛肉については、BSE対策ということも踏まえまして、法定化されてございます。それ以外は、業界の自主的導入の促進と。

さらに、26ページ、これは、左の現状にありますように、栄養バランス、あるいは不規則な食事の増加ということも踏まえまして、食生活の改善等について、教育として取り組んでいくという法律もありますということでございます。

27ページ、地産地消ということで、地域で産出したものを地域で消費してもらおうという意味で、流通コストの問題もございますが、消費者からも、「顔が見え、話ができる」関係というようなことで、学校教育、あるいは観光業ということで、地域で取り組んでいただいているということでございます。

最後の28ページは、生産者も含めまして、産学官が連携して新製品を開発していくというようなことで、地域ごとに協議会、クラスターと言っておりますが、まとまりをつくっていただいているというような資料でございます。

以上、農業関係、ご説明をさせていただきました。

【林野庁森林整備部計画課長】 それでは、林野庁の計画課長でございます。私のほうから、森林・林業・木材産業の関係につきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。資料は3-3でございます。

1ページをおめくりください。皆様方ご承知のように、国土面積の7割が森林なわけでございます。2,500万ヘクタールでございますけれども、こういった森林といいますのは、例えば、国土の保全でありますとか、地球温暖化の防止でありますとか、水源のかん養でありますとか、こういったいろいろな多面的な機能を発揮しているわけございまして、そういった意味におきまして、私どもの生活に恩恵をもたらす緑の社会資本ということが言えるのではないかというふうに考えております。

す。

それで、今度は林業でございますけれども、例えば、木材だとか、キノコだとか、そういったものを生産するわけでございますけれども、あくまでも森林の持続的な利用、こういったものを経営の前提としているわけございまして、林業そのものをきちんとやるのが、森林の多面的機能の発揮にも重要な役割を果たしているということでございます。

さらに、木材でございますけれども、木材自体が、再生産、再生可能な資源であるということでもございますし、また、いわゆる炭素の貯蔵庫という役割も果たすわけございまして、そういった意味におきまして、環境にやさしい素材だと。そういった木材をきちんと適切に利用していくということで、林業の発展が図られて、さらには森林の整備もきちんと進んでいくというふうにご考えているところでございます。

1ページのところで、基本的な考え方のところを書いてございますけれども、私どもといたしましても、緑の社会資本であります森林を、後世の人々もきちんと享受されるように、より長期的視点に立った森づくりを推進していきたいということでございます。それから、そういった意味におきまして、林業の発展が不可欠でもございますし、いわゆる林業・木材産業を再生して、できる限り国産材を使っていたきたいというのが、私どもの基本的な考えでございます。

このページのところで書いてございますのは、昨年9月でございますが、私どもとして森林・林業基本法というものが基本的な法律でございますけれども、そこで、森林・林業基本計画と、森林・林業・木材産業、これからどういうふうに基本的に持っていったらいいのですか、施策の基本方向はどういったものですかというもので閣議決定させていただいたものでございますけれども、そういった内容を記載してございます。

1つは、私どもとして、森林の資源でございますけれども、今現時点におきまして、いわゆる1940年ごろ、いわゆる第二次世界大戦でございますけれども、そういった前後に非常に森林は荒廃しております。その後、いわゆる木を植えてきたわけでございますけれども、そういったいわゆる森林の資源が、ピークは今40年生から45年生の森林が多いわけでございますけれども、そういった意味で、利用可能な資源がだんだん増えてきたということがひとつございます。そういった意味で、これからいろんな森林を多様な姿へ誘導する分岐点が今ではないかというのがひとつございます。

それから、2つ目は、森林に対するニーズが多様化しているということでございます。地球温暖化の防止、それから災害の防止といったものもございまして、そのほかに、例えば、環境教育だとか、景観の保全だとか、いろんな国民のニーズというものが多様化している。こういったものにこたえて森林づくりをしていかななくてはいけないだろうというのが2点目でございます。

それから、3点目は、木材の需要構造の変化、それから、新しい動きというものが出てきております。実を言いますと、例えば、合板と言いまして、いわゆる木材、丸太を大根のかつらむきみたいにして、薄くはいでいまして、それを縦横縦というふうに重ね合わせて合板をつくっていくわけですが、いろんなコンクリートの型枠合板でありますとか、家をつくるときの、例えば壁なんかにも使ったりするものがございまして、そういった合板、昔は合板工場で十センチの直径までしかむけなかったのですけれども、今、3センチぐらいまでむけるように、非常に技術が進んできておまして、そういった意味で、いろんな木材の利用拡大が図れてきたというようなことでもございまして、そういったこと、さらには、やはりいろんな外国の木材ときちんといわゆる競争をしていかななくてはいけない。いわゆる市場原理でございまして、そういった意味におきまして、効率を高めていかななくてはならないだろうと。

そういった意味で、こういった大きな3つを踏まえて、施策の再構築を図ったということでございます。具体的には、次のページからご説明させていただきたいと思っております。

2ページ目でございますが、100年先を見通した森づくりを進めるということでございます。右のほうに人工林の現状というものがございまして、先ほどご説明いたしましたように、ここでは齢級ということで、5年刻みのものでございますが、ここで級と書いておられますのが、大体45年生ぐらいの林でございます。そういったものがピークになっておまして、こういったものがだんだん年齢を重ねていくというのが状況でございまして、今までは50年程度で伐採を繰り返していたわけでございますけれども、そういうことだけではなくて、いろんな国民のニーズを踏まえて、多様な森林、例えば、真ん中の右下のほうに写真が出ておりますけれども、例えば複層林と申しまして、例えば80年生と20年生みたいな、同じ場所に年代の異なった森林をつくっていくとか、あるいは、単層林というのがありますが、ここでも80年生、100年先の森林をつくっていく。あるいは、広葉樹林をもう少し、いわゆる郷土の森をつくっていくというようなことをやっていかななくてはならないのかなというふうに考えているところでございまして、そのためには、やはり、このページの下の方でございますが、新しい作業システムとか技術の普及、いろんな意味で低コスト、コストを低くしたり、効率を上げていったりというような作業の体系をつくっていかなければいけないだろう。それから、もう1つは、森づくりのために、やはり森林所有者、だんだん都会に移り住んでいるというようなこともございまして、そういった森づくりの知識でありますとか、そういったことがだんだん低下しているというのが現状にございまして、例えば、地方の森林組合なんか、そういった森林所有者の方に、こういう森づくりをしてはいかがですかというような提案ができるように、どんどんやっていく必要があるだろうというふうに考えてございます。

【森地部会長】 議論の時間を延ばしていただきたいので、あと5分しか農水省分は残っていないのですが。

【林野庁森林整備部計画課長】 わかりました。

次に、流域全体の保全と災害でございますが、これは、日本全体、非常に脆弱な地形でございますので、きちんとした森林の保全をしていきたいというようなことでございます。

次の4ページでございますが、花粉症の問題はいろいろ世間で騒がせておりますので、そういった意味におきましても、例えば、花粉の少ないスギ、花粉がつかないスギとか、そういったものの技術開発というようなものを進めていきたいということでございます。

それから、次の5ページでございます。森林環境教育と企業の森づくりということでございますが、これは、右の上のほうでございますが、森林ボランティア団体の数を見ていただければと思いますが、現時点で1,100を超える団体ができております。非常に森づくりに対しての関心が高まっているということではないかと思っております。そういった方々をいかにして森づくりに参画していただくか、あるいは、そういった意味での教育の問題、それから、企業の活動におきましても、森づくりへどんどん参加していただきたい。国有林の中で、もう既に150社、150法人ぐらいが森づくりにご協力をいただいているところでございます。

次の6ページでございます。国産材の利用拡大で林業・木材産業の再生を目指すということでございますが、右のほうに、国産材の利用量の推移が書いてございます。最近、若干ではございますけれども、増えてきているということがございます。これは、例えば、集成材でありますとか、先ほどの合板でございますが、そういった利用が進んで、国産材の利用が増えてきたというようなことでございまして、今までのように非常に苦しい状態だけという一方ではないかと思っておりますので、これを奇貨として、競争力の強化に努めていきたいということでございます。

次のページは、国有林と民有林、全体の森林の中で、3割が国有林、民有林が7割でございますけれども、そういった連携をさらに強化していきたいということでございます。

それで、8ページ目でございますが、森林の関係で言いますと、地球温暖化防止の役割がございまして、右のほうにございますが、日本全体として、1990年に比べて6%削減するということになっておりまして、そのうち3分の2近く、3.9とございますが、今は3.8でございますけれども、そういった割合をカバーするということでございますので、そういった意味での森林吸収源対策を推進していきたいということでございます。

最後のページでございますが、私どもとしても、国土の7割が森林でございますので、そういった未来へ向けて、「美しい森づくり」、そして「美しい国づくり」が果たされるように努力していきたい

いというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

【水産庁漁業漁港整備部防災漁村課長】 それでは、水産庁の防災漁村課長でございますが、資料3-4に基づきまして説明させていただきます。

1ページ目をごらんいただきたいと思うのですが、魚介類の消費ということでございますが、ここにございますように、日本の場合、動物性たんぱく質の40%ということで、世界的に見ても非常に魚介類を食しているということでございます。

次のページをお願いします。水産物の自給率ということでございますが、この自給率のほうは、数量ベースということでございます。昔は100%を超えていたわけでございますが、平成16年の値で、55%ということでございます。水産につきましても、水産基本計画という計画をつくってございまして、その24年度で65%、食用魚介類の自給率目標を立てておりますけれども、この右側の上のグラフにありますように、すう勢値よりは少し上がっているということでございますが、こういうような状況になっております。

次のページでございます。水産物の世界的需要の高まりということでございますが、先ほど、人口が増えるという話がございましたが、日本の需要のほうは一定の感じでございますけれども、特に中国で過去に比べて4倍以上の需要が伸びているというようなことで、水産物についても、需給の逼迫ということが懸念されるということでございます。

次のページ、我が国の漁業生産量・生産額の推移ということでございますが、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業、それに海面養殖業というようなことになるわけでございますけれども、このグラフを見ていただきますとわかるように、遠洋漁業、沖合漁業等が非常に減少しているということで、ピーク時に約1,200万トン、3兆円の生産があったものが、現在その半分ぐらいになっているということでございます。

次のページ、漁業就業者数の動向。これも、漁業就業者数、このグラフにあるように、非常に減少しているということと、高齢化が進んでいるということで、現在、男子就業者数の65歳以上が3分の1を占めるという状況でございます。

次の6ページ、漁村ということでございます。漁村のほうは、日本で集落数、約6,000強ということになってございまして、海岸線を考えると、5.5kmに1つ漁村がある、そういうようなことになるわけでございます。この左下の表を見ていただきますように、生活環境、特に下水道の普及率等が、小都市で60%強というのに比べまして、40%程度ということで、非常に整備率が低いということで、都市に比べてお供しているという状況でございます。

7ページを見ていただきたいと思います。水産業・漁村の有する多面的機能ということでございまして、農業のほうでも多面的機能というご説明がありましたが、水産のほうも、ここに挙げますように、監視機能、循環・環境機能、雇用・伝統、交流というようなことで、右が試算させていただいているわけですが、年間約1兆円の資産があるということでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。それで、水産業・漁村に関する施策の方向ということでございますが、農業と同様に、水産のほうは、水産基本法というものが平成13年に成立しております、それに基づいて、10年先を見通した水産基本計画というものをつくっております。現在、その水産基本計画、2回目の基本計画を策定するというような状況になっているということでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。先ほど言いましたように、19年3月に基本計画の見直しを行うということになっております。直面する課題は、既に申し上げたような話でございますが、資源状況が悪化しているということで、生産が非常に減少している。それから、世界的な水産物の需要が高まっている。それから、生産が悪化しているということから、生産構造が非常に脆弱化しているというような話。それから、生産価格と消費価格が非常に乖離している。産地に比べて、消費価格が4倍以上高いというようなことで、流通構造の関係も問題となっているという認識でございます。それから、藻場・干潟の減少ということで、藻場・干潟が、環境の面にも、それから生産の面にも非常に重要だということで、それが少なくなっているということで、これらの課題の中で、4つの大きな柱で、今、計画の見直しを行っているということで、1つは水産資源の回復・管理、それから、将来展望と競争力のある経営体の育成・確保、それから、水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開、それから、漁港・漁場・漁村の総合的整備と漁業・漁村の多面的機能の発揮という観点でございます。

10ページを見ていただきたいと思いますが、具体的な施策ということでございますが、1点は、先ほど言いました、水産資源を回復させていこうということで、施策についての内容でございます。

11ページ、同様に、その増やしたいというもの、特に資源が悪いものにつきましては、資源回復計画という計画で、鋭意、日本各地で管理を実施しているということでございます。

12ページ、競争力のある経営体の育成ということで、これは、水産物の場合、多くは漁船漁業ということで、漁船を使ってやるということでございまして、その構造改革を行っていこうという施策でございます。

13ページ、新しい経営安定対策の導入ということで、水産の場合、この左側のグラフを見ていただきますとわかりますように、非常に収入の年変動が激しいということでございまして、こういった

収入の安定を図るような共済制度とかの検討をしているということでございます。

14ページを見ていただきたいと思います。新規就業、新規参入の促進ということでございます。農業、先ほど、新規参入がかなりあるというようなお話がございましたが、水産業の場合、新規就業者、1年に1,400~1,500名というようなもので、就業者数の0.6%というような非常に低いということで、鋭意努力をしているということでございます。

15ページ、加工・流通・消費施策ということでございますが、産地市場というのは非常に小さい市場がたくさんあるということございまして、そういった産地市場の統合等の施策を行っております。

それから、16ページ、先ほど言いました、流通関係で非常に価格差が大きいというような話がございます。そういった観点の、流通に関する施策も展開をしているということでございます。

それから、17ページ、漁港・漁場・漁村の総合的整備ということで、この図は、我が国の200海里の経済水域、そこについての基礎生産を上げていくような工夫をやっていこうということで、今、漁場整備ということで、沿岸を主体に人工漁礁を入れているわけでございますが、そういったところを、200海里の中、領海を越えるようなところもやっていこうというようなことを、施策として掲げているということでございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。国際競争力強化を図るための水産物供給基盤の整備ということで、漁港と一体となって産地市場統合などをやっていこうということでございます。

19ページ、漁場環境のための藻場・干潟等の保全ということで、先ほど言いましたように、藻場・干潟が非常に減っているというところで、それを増やすような施策を展開しているということでございます。

20ページでございます。漁村地域の防災力の強化ということです。漁村地域の場合は、非常に狭い中にたくさんの家屋があるというようなところで、災害面に弱いというところがございますので、そういった面の重点的な施策をやっていくということを考えております。

21ページをごらんいただきたいと思います。漁村地域の生活環境の向上、先ほど言いましたように、下水道普及率等が低いということから、そういった面の施策を進めていくということでございます。

それから、22ページ、地域資源を活かした漁村づくり及び都市との共生・対流の促進。先ほど農山漁村ということでお話ございましたので、割愛させていただきたいと思います。

それから、最後、23ページでございます。多面的機能の発揮への支援ということで、多面的機能の支援の中で、私どもの離島漁業再生支援交付金ということで、離島へのいろいろな取り組みにつき

まして、交付金の制度を創設してあるということでございます。

非常に雑駁な説明になりましたが、時間のことを考えまして、省略して説明させていただきました。以上でございます。

【森地部会長】 どうも急がせて申しわけありません。

それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問をお願いいたします。どうぞ、武内委員。それから、石委員、お願いいたします。

【武内委員】 食料の安全保障、あるいは、この国土審議会の議論の1つである、持続可能な国土の形成といった観点からは、私にとっては自給率というのが、非常に関心があるわけですが、今のご説明ですと、その自給率をどういうふうにして向上させていくのかという、具体的な戦略が少しわからなかったのですけれども、順に申し上げますと、食料自給率については、新しい基本法、基本計画が策定されて以来、この45%ということを行いながら、実際には40%になっているのですが、例えば、それについては、随分、施策が講じられて、本当はもっと落ちるところが40%になっているのか、あるいは、施策の効果があまりなかったのかというあたりの評価を踏まえて、では今度はその45%、あるいは長期的には50%というところはどういうふうにして持っていくのかというところあたりが、何となくよくわからないところでございます。

それから、林業については、これは数字を今日出しておられませんけれども、20%を切っているという状態がまだ続いているのではないかと思いますけれども、そういうふうなものと、それから、一部に傾向として出ております、国産材の生産が少し上がっているというふうなところあたり、それから海外の木材との関係で、どういうふうに目標設定がされるのか、あるいは具体的な対策は何なのかということについて、少し詳しくお話しいただきたいと思っております。

それから、水産業についても、これはかつて100%を超えていたものが、今55%に下がっていて、これを65%にするというわけですが、その戦略は何なのか、栽培漁業というようなタイプのものが増えていくのか、何なのか、その辺について、これは非常に国土形成計画と関係があると思っておりますので、お話しいただきたいと思っております。それが1つ目の点でございます。

それから、もう1つの点は、特に農業と林業に関してでありますけれども、これまでの議論は、ややもすると、高齢化が進む、それから、農業あるいは林業について、耕作放棄なり、あるいは、森林については、施行が行き届かなくなるというふうな状況をどうしていくかというふうなことを、極めて問題が大きいため、その対策を考えるという性格が非常に強かったと思うのですが、一方で、私どもが今議論しようとしている国土形成計画の議論の、もう少し長期ということになると、少し違う視点での展望、そして、そういう展望と現在をどうつないでいくかという議論がもう少しあっ

てもいいのではないかなというふうに思うんですけども、一例を申し上げますと、バイオマスのことについては、非常に試験的な議論として出されていますけれども、例えば、バイオマスみたいなものがどういうふうにして伸びていったときに、どの程度それが農村振興みたいなものにうまくつながってくるんだろうとか、それから、きょうの議論で、企業の参入が急速に伸びているという話がございましたけれども、そういうものが先に少し行ったときに、従来のいわゆる伝統的な家族経営型の農業と違う様相が出てきて、あるいは、場合によっては農業の社会が変わってくるのかとか、そういうところを私どもは知りたいのですけれども、そういうことについて、もう少し突っ込んでお話しただけでないか。

それから、森林についても、例えば、CO₂の吸収源としての機能が評価されるというようなことがあるとか、あるいは、国際的な木材の需給バランスが崩れてくるとか、あるいは、日本の中で国産材に対する関心が高まってくるとかというふうなことが、日本の森林計画、あるいは木材利用に対して、どういうふうな新しい展望を切り開くのかというふうなところあたりとセットでやはり現状を議論していくということは必要ではないかと思うのですが、後段のほうは、ですから、少し先の長期的な展望と現在の問題の間の乖離をどうやって埋めるかというテーマだというふうにご理解いただければいいと思うのですが、その2点をお話しいただければと思います。

【森地部会長】 どうぞ、石委員。

【石委員】 この会合でも、私は、国土計画の根幹というのは農林水産業の一次産業だろうと、それが日本の骨格をつくってきたということを主張してまいりました。ちょっと厳しいような言い方になりますが、農林水産業は、ほとんどもう産業としては壊滅状態であると。木材2割、食べ物4割、水産55%ですか。それで、自給率も、今、武内先生のお話となるべくだぶらないようにお話ししますが、過去30年間、自給率を上げるとおっしゃっていたのですね。私もずっと覚えておりますが。過去3回にわたって、戦後最大の農政改革という言葉でもってその改革案を出されたわけですが、その間に、ドイツは上がって、なぜ日本が上がらなかったのか。知見的なことを言うのであれば、スイスは上がって、なぜ日本は上がらなかったのかという問題が、ほとんど議論されていない。しかも、これから45%に上げるというのも、現状の農業従事者の減少、農地減少を言えば、これらはまずあり得ない数字だろうと、私は個人的には感じております。これも、武内先生のお話のように、根拠をぜひお出ししていただきたい。

そうこうしているうちに、現在、穀物備蓄量は戦後最低で、今15%台まで下がってきまして、1972、73年の大食料危機とほぼ肩を並べるぐらい、今、食料危機が現実に行進している。今は消費日数で56日分しかない。もうこれはものすごい危機的状況でありまして、ことしはたまたまオー

ストラリアが大熱波、干ばつにやられたこともありますけれども、インド、中国がこれほど伸びるとは思わなかったし、エタノールに関して、これはもう投機的と言っていいぐらいのエタノールブームが世界的に起きて、ものすごい勢いでエタノール燃料が増えておりますので、これも食料を非常にタイトにしているということを考えますと、おそらく2030年、中国が10億人のピークを打って、世界人口80億を超えるあたりで大食料飢饉が起きるのではないかということは、世界各国の食料シンクタンクがいろんな報告をし出しているわけですね。それに対して、私、これを拝見していて、日本のこの窮状に対する危機感があるのだろうかという心配をひとつしております。

それから、あとは簡単にしますけれど、林業に関しても、これは拝見していると結構づくめのようなですけども、日本の林業、どんなことになるか。つまり、今は赤字補てんのために、ものすごい勢いで木を切り始めましたね。北海道なんか、今、すごい勢いで木が切られていまして、あっちこっちで住民の訴訟が起きております。これはよくご存じだと思いますけれども、住民とか研究者がたまりかねて訴訟を起こす。私も北海道で3カ所拝見しましたけれども、水源林や保安林を平気で切ってしまう。抗議に行くと、「あ、すいません、間違えました」と、話を済ませてしまうわけですね。ですから、林業に関しても、現場はかなりひどいことになっているということを、ぜひぜひ認識をしていただきたい。

最後に水産を申し上げますけれども、マグロがすぐ、規制がかかっていますけれども、これからいろんなものに規制がかかってくるだろう。なぜかという、日本はマグロをこれだけ獲りまくって、もう10年も前からさまざまな団体からマグロが危ないと言われながら、日本はまだ獲れるまだ獲れると頑張ってきて、ついにここまで持って来ちゃったわけですね。そして、マグロの防波堤として捕鯨があると言って、捕鯨を随分守ってきたわけでありますが、その捕鯨だって、獲った肉はほとんど売れない。今、ほとんど売れないまま、捕鯨の肉も冷凍になっているわけですね。それを考えますと、やはりいろんな意味で、僕は農林水産業の政策というものは、現実と齟齬を来しているのではないかという印象が非常に強く思います。厳しいことを言いすぎて申しわけありませんけど、私の感想です。

【森地部会長】 奥野委員、どうぞ。それから、金井委員、お願いします。

【奥野委員】 奥野でございます。都市と農村の交流というところが何カ所かで触れられておりましたが、そのことについてちょっとお尋ねしたいのでありますけれども、先ほどの武内委員の質問とも関連するのですが、都市住民の農業への関心が高まっている。それから、農作業への関心が高まっておる。ご案内のように、団塊の世代の二地域居住の関心が高まっていて、その方たちの農業への、あるいは農作業への関心が高いというのは、これはそのとおりだというふうに思いますけれども、また

一方で、農作業よりも地方に住みたい、農山村に居住したいという希望がまた強いのではなかろうかというふうに思うのですね。農山村に住んで、あるいは地方に住んで、そこで何か、農作業とはまた別の、生きがいになることをしたい、そういった希望も奥にはあるのではなかろうかというふうに思うのですね。

先ほど、総務省等のヒアリングの中で話しておられました、江津市なんかでも、何百人かの町に、そういったご家族が、比較的若いご家族が、50代でいいのですけれども、1つ入られるだけで、随分地域が変わった様子が出てくる、活気づくというふうな話をヒアリングで聞いたことがあるのですけれども、そういった需要にもこたえるということが重要ではないかと思うのですね。そういった方々は、自分の企業で働いたときの経験あるいは知恵を活かしていきたいというふうな希望を強く持っていらっしゃると思うのですね。そういったものを受けとめるところとしては、コミュニティビジネスでの品質管理だとか、マーケティングだとか、会議だとか、そういうようなことになるのかなというふうに思うのですが、なかなかそこまでコミュニティビジネスがまだ発達していないということはあると思うのですが、先ほどの農業生産法人ですけど、これがこれから随分伸びていくと予測を立てていらっしゃいましたけれども、そういったところが、そういった人たちの地方での働き場として、生きがいのある受け皿になるというふうにお考えになっていらっしゃるのか、そのところをお聞かせいただければと思います。

【森地部会長】 金井委員、どうぞ。

【金井委員】 今、説明を伺っていて、私、感じましたのは、私は旅行関係の仕事をやっているのですが、多面的な機能ということを含めて、ある意味で、非常にツーリズムといいますか、そういうものと結びつきやすい要素がたくさん農政の中におありになるなという感じがいたしました。今まで各先生がおっしゃられたご意見と若干切り口が違う話になるかと思うのですけれども、今、奥野先生言われた都市との交流なんかもそうだと思うんですが、今の我々のツーリズムの現状というのを申し上げますと、今までのような形式的な定番のパッケージということからもうどんどん変わっておりまして、ある程度テーマ性のある旅行というものを提供していかないと、なかなか見向いてもらえないというような感じになっておりまして、そういう中では、きょうのお話の中にもありました、食の問題ですとか、あるいは体験の問題ですとか、環境の問題というのは、非常にこれからある意味で注目をされるツアーのジャンルといいますか、カテゴリーになるのではないかという感じがいたしております。

ここでご説明いただいた資料の中にも、そういうものとの連携ですとかというのは時々触れられておるのですけれども、ある意味では、非常に大きな切り口のひとつとして、そういう連携を政策的に

やっぱりお考えいただくと、非常に双方にとって意味があるのではないかという感じが、正直しております。

ですから、具体的な政策として、今申し上げたようなこととお取り組みいただけるような状況が今あるのか、あるいはお考えとして持っておられるのかというようなことを、これは農業も、森林も、水産もそうだと思うのですが、そういうような点について、ちょっと状況をお聞かせいただければという感じがいたします。

【森地部会長】 家田委員、それから大西委員、それから河田委員、お願いします。

【家田委員】 すみません、簡単に2点ほど伺います。1点は、林の関係でございます。もう1点は水産ですが。

林業につきましては、ここにご説明いただいたように、長伐期化というような方向にいくと。そこにある種のいろんな総合的に見ていい面があると。これは私も同感なのですが。

そうなってくると、今でも利回り率の低い林業が、もちろんもっと悪くなりますよね、当然ですけど。そうなってくると、林を持っているという資産価値は、事実上ほとんどない、むしろマイナスになっていくわけですよね。ただ、ここで拝見する資料であると、森林を保有するという所有の問題はそのままにしながら、そこでの活動をボランティア等々で前向きに解決していくということなのですが、その所有のほうも、ちょっと極論ですけども、国有林への編入等々を行いながら、保有の世界を公が行い、そこでの活動を民が行うというような、そういう方向性というのは、所有の転換というのはどんなふうにお考えになっているかが質問でございます。

それから、水産につきましては、我が国は水で囲まれているわけですから、極めていい水産資源を持っているというのは、これは国民共有の重要な資源であって、これもぜひ大事にさせていただくという方向は全く賛成でございます。

ただ、その場合に、漁業の資源を育成しながら、それを活用していくという漁業権は一体どのように考えたらいいのか。明確に漁業を担う人がこれからも伸びていく、しかも、きちんとやっていただくという中では、漁業権の計算と、それから、いろんなインフラ事業をやった場合の保障というのは、それなりの根拠を持っていたと思うのですけれども、どうもそういう担い手が変わっていくようなことであるとかも考えますと、そしてまた、その資源が国民共有の資源であるということを考えると、もう少し漁業権及び漁業補償という場合の中身や、補償額や、工事を行った後の補償額が適正であったのかというモニタリングとか、その辺をきちんとやらないと、この基盤というもの、国土基盤に対して漁業が透明性を確保しているとは、ちょっとどうかなと思うところがあるのですが、私の不勉強かもしれませんが。養殖の漁業の場合と捕獲的な漁業の場合で随分違いがあると思うのですが、そ

こちら、ちょっと状況を教えていただけたらと思います。

以上です。

【森地部会長】 大西委員、どうぞ。

【大西委員】 農地を長期的に維持していくという観点から、土地利用に関して2つお伺いしたいと思うのですが、根本的には500万ヘクタール弱の農地を、核になるような農家を育成していくことによって維持していくということで、全国的にはこれが重要だということは表面上わかりますが、一方で、都市の中、あるいは都市の外、近傍では、例えば、都市の周辺では、建設残土とか産業廃棄物が農地に捨てられているというような土地利用上の問題があって、そういう、いわば都市の静脈としての農地の使われ方の中に、あまりルールがはっきりしていないということがあると思うのですが、結論的に言うと、例えば、都市計画で言うと、調整区域というのは、比較的強い土地利用上のコントロールが行われているわけですから、すべての国土について、都市でない、市街化区域でないところには、調整区域、要するに、都市計画区域を全域に指定して調整区域とすると。その開発許可なりのルールを、すべての農地を含めて対象とする。つまり、農地であっても、その一部が都市的に開発されるときには、都市でこれまで適用されてきたルールを適用するということも考えられると思うのですが、こういう案に対してどういうふうにお考えになるのかというのが1つです。

それから、もう1つは、先ほどもご指摘になったように、生産緑地といいますか、市街化区域内の農地について評価が高まっているということがあると思うのですね。ところが、実際には、そこでの専業農家は東京なんかで増えているのですが、農地そのものは徐々に減っている。特に相続の際に売られていくわけですね。その場合に、農地は継承すれば相続税を免れるということができるわけですが、大概ほかに資産は持っていますので、その資産とあわせて課税されて、結果としては農地が売られていくということになっていると思うのです。それを長期的に防ぐ、安定的にしていくためには、例えば、農地以外の資産が合併されて課税されたときに、一遍に相続税を払わないで、延べ払いをすとかいう制度で、長期的に資産も経営しながら、営農もしながら、その中でしかるべき相続税を、低い税率で、延べ払いで払っていくとか、そういうことを考えて、都市の農地を保全する、農地として維持していくということをもう少し強化するべきではないかと思うのですが、何かこれらに対するお考えなり、ほかに何かお考えがあるのか、その点、2点をお聞きしたいと思います。

【森地部会長】 河田委員、どうぞ。

【河田委員】 時間がないので、1つだけお話ししたいと思いますけれども、実は、海岸浸食というのがもうのっぴきならない状態になっておりまして、これは、日本は3万5,000kmの海岸線を持っているのですが、特に砂浜・礫浜海岸というのはその6割ぐらいでして、これが大体ほとんど

浸食しておると。その原因は、もちろん川からの土砂の供給が減っているということと、もう1つ、やっぱり沿岸に漁港施設がもう無数にあるという、この状態が実は大変まずいと。実は、ここに水産庁の用意していただいた資料の5ページ、6ページに書いてありますけれども、要するに、6,000集落があるということは、大体漁港施設が6,000あるということなのですね。5.5キロに1港ではなくて、岩石とか崖海岸には漁港はありませんから、実際には数キロに1点漁港があるわけです。これは、実は、漁業者が今22万人ですから、1つの集落で漁業従事者が35人ぐらいなのですね。これが、江戸時代は家の前の砂浜に船を上げておったからそれでよかったのですが、その後、家の前に漁港ができたのです。これで、車がない時代はそれでいいのですけれども、車があるにもかかわらず、家の前に漁港があるというのを、しかも、漁港をどんどん拡張しているというのが、非常に海岸漂砂の連続性を妨げていると。ですから、必ずしも海岸工学的に適地に漁港ができていないのです。ただ、昔からそこに漁港があるからというので、どんどん防波堤は沖のほうに伸びていき、沿岸漂砂と言うのですが、これが実は連続性を阻害されて、もうのっぴきならないことになっている。

ということは、もうちょっと適地に漁港を再編できないのかと。しかも、1つの漁業施設で30人ぐらいしか生活していないのであるというのは、非常にコストが高くてついているということで、こういう問題に手を触れないと、いわゆる漁港を近代化して大きくするというのは、逆に、国土の浸食と申しますか、そういったものを助長していると。しかも、漁港は、漁港区域というものがあって、そこは、実は国土交通省もどこも手を入れることができないのです。だから、私、いつも言っているのですが、砂に名前が書いてあるわけではないのです。砂に水産庁と名前は書いていないですね。みんな関係なく、川から海岸に沿って動いておりますので、どこかで止めるとおかしくなる。ですから、やっぱりもうちょっと漁港、施設そのものの整備もやらないと、なかなか国土保全ということとリンクしないと思いますが。

【森地部会長】 そのほか。では、小林委員、それから関根委員、お願いします。

【小林委員】 時間がありませんので、簡単にお話しします。

農業、林業、漁業、これからの世界経済の動き、あるいは人口の増大、そういうものの影響をそれぞれ受けるというお話を伺いました。農業と水産業については、それについて1つペーパーを用意されているのですが、私が気になったのは、林業がどうなるかということでございます。

たまたま今、専門家を含めて研究会、専門委員会をやっておりますが、その中で、例えば中国の動向が日本の林業にどう影響を与えるか。現実には、九州が中国へ木材を輸出して、世界的に見て大変安い国産材のコストになっているがために中国に輸出されて、植林ができなくて九州の山ははげ山にな

っているということをおっしゃる専門家がいらっしゃる。一方で、東南アジアから南洋材を一生懸命輸入している。そういう関係をどのように今後国際的な関係で考えていくのかという、そういう林業の立場からのスタンスなり考えを、もしおありになったらお聞かせいただければと思います。

【関根委員】 すいません、水産価格の4.4倍の格差というところの縮小を図っていらっしゃるようですが、消費者の立場としては、私はなぜこれを解消しなければならないのか、全くわからない。浜値のほうが安いという情報をもっとお出しになるべきです。そして、そこに行かなければ、そのおいしい海産物は食べられないのだという情報を出していただきたい。奥尻まで行かなければおいしいウニは食べられないし、天草に行かないとおいしいクルマエビは食べられない。そっちのほうが、はるかに消費者をその土地に引きつける魅力になると思うのですね。私は、解消する必要は、逆にないと思います。そういう逆転の発想が、逆にその地域の宝を磨くということにつながっていくのではないかという気がしているのですけれども、こういう点についてご意見をいただければうれいす。よろしく願います。

【森地部会長】 和気委員、どうぞ。

【和気委員】 ありがとうございます。1点はちょっと伺いたいことで、2点は要望というか。

先ほどの委員のお話で、国際的なフレームワークというところで、FTAも含めてですけれども、東アジア共同体という、それが、リアリティがすごくあるかどうかは別として、もう既に製造工業ではサプライチェーンがアジア内で展開されています。

【和気委員】 そうしますと、農政の変革の中で、農業の輸入自由化問題をどんなふうに農政転換の中で考えていったらいいのか、解釈したらいいのか、その辺のところを伺いたいのが1点。

それから、2つ目は、要望の1つ目は、要するに、技術進歩というのが、日本の農業、あるいは林業、水産業の中に、どういうふうなビジネスモデルの展開があり得るのかというところを、むしろ国としての政策の場合、ぜひ技術問題、技術発展の問題をぜひ展望していただきたいというのが1点。

もう1つは、多機能の評価の問題で、1つ三菱総研さんがなされた評価がありますけれども、これこそローライゼーションで、それぞれの地域ごとで違うと思うのですね。ですから、もう少しきめの細かい評価、多機能をどう評価していくかという仕組みを、それぞれの地域ごとで工夫をしていただきたいというところで、以上です。

【森地部会長】

それでは、どうぞ、お答えをお願いいたします。

【農林水産省農村振興局企画部農村政策課長】 まず農業関係ということで答えられる範囲で恐縮でございますが、お答えをさせていただきますけれども、まず食料自給率の関係でございます。確か

に、自給率の向上の取り組みということで、毎年の行動計画を決めてございます。個別に細かく、こういうことをするというふうにして取り組んでいるところでございますが、それぞれが自給率の向上にどの程度本当に効果があったのかというのは、ご指摘のとおり、検証が十分にできていないというところもあるところでございます。ただ、感想的には40%にとどまっているような状況になっているのではないかなというふうなご意見等もいただいているという中で、今後、本当の具体的な向上のための行動計画的なものを決めていけるのかなというふうなのが課題かなというふうに思います。

そういう意味では、今後、本当に世界的に需給バランスが厳しくなっていくという中で、農業をどういうふうにするのかというの国内で育てていくのかというのが大きな課題でございまして、世界的に言えば、需給の逼迫で価格向上と。そういう中で、日本の農業の生産性が相対的にどのぐらい高まるのかというふうなお話がある中で、輸入自由化というふうなお話もございましたけれども、いかに日本の農業の効率性を高めていくのか。各国との生産条件がもうどうしようもなく開いているという状況の中で、将来の需給逼迫というふうな自体も見詰めながら、生産性の向上の努力を図っていくのかなというふうにご考えてございます。

バイオマス、エタノールというふうなお話もございました。日本の食物の価格を前提にすると、アメリカ、ブラジルのように現状ではなかなかいかないという中で、ここの辺の技術革新について、今必死に取り組んでいるというふうな状況で、そういった技術の取り組みも行っているところでございます。

企業の参入と将来展望という、その影響ということでございますけれども、なかなかこれ、社会的分析というのは十分にはできてございません。効率性というふうな観点から、非常に大きな刺激があるのではないかなというふうな、これは個人的かもしれませんが、考えを抱いているところでございます。

それから、定住というふうなこと、あるいは、都市住民が田舎でいろいろと生活をしたいというふうな希望の中で、確かに新規参入というふうな面があるのでございますが、それは、会社としてお入りになられるので、そこで雇用されるかどうかというつなぎ役になれるかどうかわかりませんが、ご指摘ありましたコミュニティビジネスというか、農山漁村で新たな交流事業等を立ち上げるにあたって、やはりビジネス的な感覚の持ち主を活用していただくというのは、非常に大きな観点だろうという意味で、受け皿として、我々はいかにそのところを育てていくのかというの、我々、十分に考えなくてはならないというふうな課題だというふうに思っております。

ツーリズムということで、食とか体験と。これは、農山漁村で、もうとにかく活かせるものは何でも活かそう、売れるものは売ろうというふうなことで地域では取り組んでいるという中で、民間、旅

事業者の方の皆さんとの連携というのも、今、大分始まっているところでございます。そういう中で、連携という意味で、やはり団体客の取扱いといったところがポイントのようございまして、修学旅行、あるいは学校の体験学習というふうな大きなまとまりのある、そういった団体旅行に関しまして、農山漁村としていかに連携を図っていくのかというのも、我々、取り組むべき課題と。なかなか慣れないところがございまして、そういったところの地域の相談にも我々応じていくのかと。まだまだ政策的には十分煮詰まっていなくてございまして、非常に大きな課題だというふうにご考えてございます。

農地の土地利用の問題で、調整区域を全面的にかけるというご指摘でございますが、農地法で相当厳しい転用規制というふうなことは行っているところでございます。確かに、ご指摘のとおり、産廃処分、建設残土が捨てられているという問題に関して、これは調整区域も含めて問題ではないかというご指摘もある中で、その問題としてまた考えていかななくてはいけないのかなというふうなことで受けとめさせていただきました。

あと、相続対策ということなのでございますけれども、確かに、相続を契機にいたしまして、農地を売却すると。税制的には、ずっと本当に終身、亡くなるまで農業を営業されるということであれば、相続税は免除されるし、あるいは、固定資産税も減免されるということなのですが、ここがちょっと厳しすぎるというふうな農業者の皆さんのご指摘がある中で、本当に農地を最後まで残していこうというふうなことまで、本当に個人個人の農業者がお考えかどうかというところまで踏み込んで我々がコントロールできるかという、なかなか難しいところがある。そういう意味では、政策的に、助成的なことも含めて、援助するということも含めて、もうちょっと農地を保全するということも考えないといけないのかなというふうにご考えてございます。

ちょっと十分にはお答えできていないと存じますが。

【林野庁森林整備部計画課長】 はじめに、木材需給の関係でございますが、お話がございましたように、木材、資料を用意しておりませんで、大変失礼いたしました。後でお出ししたいと思っております。木材のいわゆる供給量、外国産、国内を含めて、今のところ大体9,000万立方程度ございまして、今、現時点におきましては、国産の比率が20%でございます。三、四年前に18%まで低下いたしました。それからすると、若干ではありますけれども、回復傾向という状況でございます。

これはなぜかということになるかと思いますが、基本的には、やはり、例えば中国の成長でありますとか、いろんな外材の問題がだんだんタイトになりつつあるのではないかという認識は持っております。例えば、私が若いとき、国内の現場にいたときは、スギの値段のほうがカラマツよりも高かつ

たのですが、今、実はロシア材がかなり中国に流れておりまして、カラマツの値段がスギよりも高くなってしまったというような現状がございます。そういった意味で、かなり中国の影響というのはこれから出てくるのではないかなと。そういった意味で、外材の価格も、特に去年からでございますけれども、だんだん上がり始めて、それに引っ張られて国産材の価格も若干上がりぎみだというような状況でございます。

私どもとしては、やはり日本の中になかなかな資源がだんだん成熟してできておりますので、そういったものをより有効に、例えば、ちょっとお話が出ましたけれども、今までは50年生ぐらいで全部を切って、全部植え直すというような仕組みが一般的だったのですが、そういった50年生の山を、例えば100年生にして、その間を抜き切りにして、森林状態として残しながら、さらに次の世代を育てていく。そういったいろんな工夫をして、トータルとしてのコストを減らしながら木材は使うというような方向で考えていきたいというふうに思っております。ちなみに、自給率でございますが、おおむね10年後ぐらいには、今の20%程度のものから、25%ぐらいには持っていけたらいいなというふうには考えているところでございます。

それから、バイオマスのお話も出ましたけれども、森林・林業の関係で、バイオマスと言いますと、実は製材工場なんかの残材をどうするか、それから住宅から出ます廃材をどうするか、それから、例えば森林の中で間伐なり伐採した後に枝葉なりそういったものが残りますけれども、そういった森林の中に残る残材、残った木をどうするかと、大きく言うと3つあると思っております。工場の廃材というのはかなり利用が進んでおります。そういった意味で、私どもの分野かどうかは別にしまして、住宅廃材でありますとか、さらに林道、道に近いところにある林地の残材、こういったものをどう効率的に使っていくかというのは、これからの課題だろうというふうには思っているところでございます。

それから、北海道の伐採の問題、石先生からお話ございましたけれども、1つは、例えば国有林の場合は、確かに今特別会計という性格を持っておりますけれども、私も、平成9年、10年、抜本的改革に携わった人間ではあるのですが、赤字補てんのためにそういう伐採はやらないんだ、そんなこと絶対良心としてやってはいけないんだということで考えております。私もその北海道の現場を見ていないので、現場を見ていない者がどうこうということは言えないのかもしれませんが、そこはやはり地域の森林をこれからどういうふうに持っていくかというふうな、ある意味、中長期的な視点も見据えながら、技術的にそこは考えていかなければいけないのかなというふうには思っているところでございます。確かに、ちょっとした山の中で、場所を間違ったという問題が実は根本的にあるのではないかなというふうには思っておりますけれども、その辺は気をつけながら、私ども

としても、いろんなそれぞれの段階で人がいるわけですが、そういった技術レベルも含めて向上には努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ツーリズムの話は、もう農業のほうでお話しいただきましたので、基本的にはそれと同じようなところでございます。

あと、それから、所有の転換の話でございしますが、確かに森林所有者の方が、例えば、国とか県に寄附をしていただくというのであれば、それはそれで1つの方法なのかもしれませんが、例えば、国とか県が購入するとかという話になりますと、今の財政状況ではなかなか難しい面があるのかなというふうには思っております。それで、要は、そういった対象となる森林を、例えば、経済的な価値があるものとして使うか、あるいは保全目的のために使うかというようなことが根本的にはあるんだらうと思っております。例えば、所有者がもう山は見きれないから、ある程度公的なところで面倒を見てということになりますと、例えば、国が例えば治山事業なんかでケアをして、基本的にはもう切らないようにしてしまうとか、そういった仕組みもありますし、あとは、例えば、分収制度というものを使って、公的機関が管理するというような仕組みもございしますので、所有の転換というよりは、そういった、森林をどういうふうに管理していくか、きちんと管理していくかという方法でもって対応していったらいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

【水産庁漁業漁港整備部防災漁村課長】 水産関係のご質問等でございますが、まず、自給率の話でございますけれども、65%の目標ということで、現在55%、そのところをどのように伸ばしていくかというところでございますけれども、先ほど委員からのお話ありましたが、栽培漁業というようなものがひとつございます。これは、魚の子供を育てて、それを放流して増やしていこうというようなことで、水産ではなかなかそういう発想がなかったものを、近年行っている事業でございまして、それから、やはり第一は、どうしても漁業の場合は、自分がとらなくても他人がその魚をとってしまう。そういうようなことで、狩猟的なといいますか、そういう考えがございまして、どうしても資源に与える漁獲が過多になるということで、それによって資源状態が悪くなっているという面も非常にあります。したがって、それを管理していくということで、資源管理という言葉で呼んでおりますが、そこを十分やっていきたい。先ほど資源回復計画というようなお話をさせていただきましたが、そういった面で行っていく。それから、基礎生産量を増やすということで、漁場を整備していく、人工的に整備していくというような漁場整備事業。それから、先ほど申しましたような藻場・干潟の造成等、保全等を行っていくということで、自給率を増やしていくということが基本ではないかなというふうに思っております。

それから、マグロのお話がちょっと出ましたが、これも資源管理ということで、管理をしていかないとどんどんなくなっていくということでございまして、現在、ちょうど神戸で国際会議が開かれておりますけれども、マグロの場合は、やはり高度回遊性魚種と言って、いろんなところに回遊していく魚種でございますので、国際的な管理等で管理をしていくということが重要だというふうに考えております。

それから、ツーリズムの関係は、先ほどと同様でございます。

それから、漁業権という、ちょっと補償というようなお話が委員のほうから出ましたが、漁業権という言葉の中で、いわゆる地先で養殖業をやったりするような漁業権、それから、許可漁業ということで、漁業をやる権利といいますか、そういったものの2種類が漁業にはありまして、その2つを漁業権というふうに呼ばれることが間々ありますが、いずれにしても、それらにつきまして何か開発が行われるというときに、補償が行われるというふうに理解しておりますけれども、その補償のほうは私どものほうの所掌でないというところがございまして、具体的なところは存じ上げないというところでございます。

それから、海岸浸食というお話がございました。ここは、委員指摘が非常に厳しい指摘でございましたので、ちょっとお伺いするところに困難さを感じておりますけれども、やはり一番の理由のところは、先ほど委員からもお話がありましたように、土砂の供給が少ないというところが一番のところでございます。そのあとの海岸のところ、人工構造物等によって浸食等が行われるということは、そういうことだと思いますが、その1つの要因の中で漁港もあるということで、漁港が一番悪いということでは、ちょっと私どものほうは認識していない次第でございます。ただ、海岸浸食につきましては、私ども水産庁も含めまして、あと国土交通省等で鋭意努力をしているということでございます。

それから、また委員のほうから別途、水産価格のご指摘がございました。非常に心強いご発言で、非常にありがたいということでございますが、私どものほうは、農業等に比べて、やはり産地価格と消費地価格がかなり乖離しているというところは、いろいろなところでご指摘を受けるものですから、そこはもちろん下げられるものは下げるような努力ということで、今検討をさせていただいているということで、それであれば、消費者の方ももちろん喜んでいただけるということで、無理やり何かしようという話ではなくて、検討しているということでございます。

それから、最後、ちょっと技術の問題ということが出たと思いますが、漁業につきましては、今、技術問題で一番厳しい話は燃油問題ということで、非常に燃油の高騰によって、漁船は燃油を非常に使うということで、そういう省エネ等にかかる技術開発に特に力を入れているというようなことでご

ざいます。

ちょっと雑駁な回答だったかもしれませんが、以上でございます。

【森地部会長】 ありがとうございます。時間が限られておりましたので、全部お答えいただけなかったかも知れませんが、議事録を公開しますので、またごらんいただいて、追加的な資料等、添付をしていただければと思いますし、また、委員のほうからも追加してご質問等がございましたら、お答えをいただきますようお願いを申し上げます。

10分以上経過をして、大変失礼いたしました。農林水産省の方々におかれては、お忙しい中、大変ありがとうございました。

最後に、当部会の今後のスケジュール（案）について、それから、その他、事務的な連絡をあわせてお願いいたします。

【国土計画局総合計画課長】 承知いたしました。資料4、一番最後に1枚紙、今後の当部会のスケジュールを添付させていただいております。

前回のご報告から日程の変更はございませんけれども、本日で5回にわたる各省庁ヒアリングが完了いたしまして、次回、2月15日になりますが、いよいよ最終報告に関するご審議の第1回目をお願いしたいと思います。都道府県及び政令市からの計画提案の内容が、1月末をめどに集まってまいりますので、それについて、状況のご報告をさせていただくこと、また、第2部、分野別の基本的な施策及び第3部、広域地方計画策定に向けた全国計画としてのメッセージと、こういうようなことについての検討の方向などについて、次回ご議論をお願いしたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料4、スケジュール関係は以上でございます。

それから、最後の事務局関係ご報告でございますけれども、まずもって本日の会議でございますが、冒頭は申し上げませんでしたけれども、定足数を満たしているということについて、再度ご報告をさせていただきたいと思います。また、次回につきましては、午後4時からということですが、場所等の詳細につきましては、後ほど事務局よりご連絡を差し上げたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

【森地部会長】 ありがとうございます。

それでは、本日の国土審議会計画部会を終了したいと思います。ご熱心なご議論、大変ありがとうございました。

【国土計画局総合計画課長】 どうもありがとうございました。

閉 会